

# 三木市教育大綱



平成28年3月  
三木市

# 目次

はじめに	3
<b>第1章 三木市教育大綱の策定に当たって</b>	
1 教育大綱策定の背景	4
2 三木市教育大綱の策定方針及び期間	6
<b>第2章 教育を取り巻く社会情勢</b>	
1 少子高齢化の進展	7
2 家庭、地域社会の変化	7
3 急速なグローバル化や情報化の進展	8
4 教職員の世代交代	8
5 生涯学習社会の変化	8
<b>第3章 三木市教育の現状と課題</b>	
1 学校教育の現状と課題	9
2 就学前教育・保育の現状と課題	16
3 家庭教育の現状と課題	17
4 生涯学習の現状と課題	20
5 文化の振興の現状と課題	24
6 スポーツの振興の現状と課題	26
<b>第4章 三木市教育大綱の基本理念と基本目標</b>	
1 基本理念	30
2 基本目標	
基本目標①	31
基本目標②	31
基本目標③	32
3 大綱の体系	34
<b>第5章 基本目標と基本方針</b>	
基本目標①	
基本方針1 切れ目のない教育・保育の実施	35
基本方針2 家庭の教育力の向上	41
基本方針3 グローバル人材を育成する教育の推進	44
基本目標②	
基本方針1 向こう5年間は統廃合を行わない	49
基本方針2 小規模校のメリットを生かす	50
基本方針3 今後の学校の適正規模・配置を検討	52

基本目標③

基本方針1 人権尊重の文化に根ざしたまちづくりの推進・・・53

基本方針2 地域に根ざした生涯学習の推進・・・・・・・・・・54

基本方針3 生きがいとうるおいを感じる文化の育成・・・・・・・・55

基本方針4 生きがいを実感できる生涯スポーツの振興・・・・57

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

資料集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65



## はじめに

私は、教育とは、「自立心あふれる子ども」を育てることであると常々考えています。

三木のまちで育ち、ふるさと三木を愛し誇りに思える人。自分を大切にし、他者への思いやりのある人。そして、グローバル化や情報化が進展し、著しく変化する社会の中で、成長とともに直面する様々な困難を乗り越え、未来を切り拓こうとすることのできるたくましく「生きる力」を持った人。三木の子どもたちが、そのような、豊かな心を持ち自立した人に育てて欲しいと私は願っています。

そのためには、子どもたちが、自ら学び、課題を見つけ、考え、解決できる力、すなわち思考力、課題解決力、応用力といった本当にこれから求められる「学力」をしっかりと身につけることができる学習環境や、文化やスポーツに親しみ生涯にわたって学び活動し続けることができる環境を整えることが必要であり、それが、今を担う大人たちの責務であると考えます。

少子高齢化の進展による人口減少の中で、三木のまちの次代を担ってくれるのは子どもたちです。そして、その子どもたちを、家庭はもとより学校、地域が一体となって育てていくことが大切です。

このような思いを込めて、昨年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置した三木市総合教育会議において、私と5人の教育委員が、各分野の関係者から意見を伺いながら協議を重ね、この三木市教育大綱を策定しました。

この大綱は、とりわけ、子どもたちの学力向上を主眼に置いて、取り組むべき本市の教育の指針を明らかにしています。

今後、この大綱に基づき、市と教育委員会が今まで以上に密接に連携し、次代を担う子どもたちが、三木で学んで良かった、育つて良かったと思える教育に取り組みます。

平成28年3月

三木市長 藪本吉秀

## 第1章 三木市教育大綱の策定に当たって

### 1 教育大綱策定の背景

#### (1) 教育委員会制度の課題の顕在化

平成23年10月に発生した大津市のいじめ自殺事件をきっかけとして、児童生徒の生命・身体に係る重大かつ緊急の事態に対し、教育委員会による責任ある迅速で的確な対応がなされなかったことが問題となってきました。しかしながら、これは、現行の教育委員会制度における、①教育委員会の責任者が不明確、②いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、③地域の民意の反映が不十分、④地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある、といった課題が顕在化してきました。

#### (2) 法律の改正

このようなことから、教育委員会制度の抜本的な改革が不可欠となったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、平成27年4月1日に施行されました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的としています。

改正法は、①首長による教育大綱の策定、②総合教育会議の設置、③教育長と教育委員長を一本化した新たな責任者（新教育長）の設置、④教育委員会のチェック機能の強化、⑤国の関与の見直しなどを盛り込んだものとなっています。

### (3) 総合教育会議の設置

首長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するための協議を行う場として、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置することとなりました。

総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなります。

また、総合教育会議における協議・調整事項は、①教育大綱の策定、②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、③児童、生徒等の生命・身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置、としています。

### (4) 大綱の策定

首長と教育委員会との連携を強化し、首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するため、首長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である大綱を策定することとしています。これにより、地域住民の意向の一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられていますが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の首長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられます。また、大綱が対象とする期間については、法律では定められていませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度が想定されています。

大綱の策定権は首長ですが、総合教育会議において、教育委員会と十分に協議・調整を尽くすことが求められます。首長が、調整がついた事項を大綱に記載したときは、首長及び教育委員会の双方に当該事項を尊重する義務が生じ、策定した大綱の下、それぞれが所管する事務を執行していくこととなります。

## 2 三木市教育大綱の策定方針及び期間

### (1) 大綱の策定方針

前述のとおり、大綱は、改正法の規定により「教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策」を定めるものです。

本市では、平成27年4月24日に、第1回三木市総合教育会議を開催し、「三木らしさ」を盛り込んだ大綱を新たに策定することを確認しました。

今回策定する大綱では、「ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成」を基本理念に掲げ、大綱の期間中に推進する事項の方針を盛り込むこととします。

### (2) 大綱の期間

平成28年度から本格的に実施する人口減少に歯止めを掛け、三木市創生にかかる施策や事業を定める総合戦略と一体となって三木市の次代を担う人材の育成を推進するため、総合戦略の実施期間と同期間とします。

平成27年度から平成31年度までの

5年間とします。

## 第2章 教育を取り巻く社会情勢

### 1 少子高齢化の進展

日本の人口は、平成17年に初めて死亡数が出生数を上回る自然減となって以来、減少が続いています。年齢区分別では、65歳以上の人口比率が過去最大を更新し続け、逆に15歳未満の人口は減少しています。

三木市の人口は、平成9年10月末の88,232人をピークに以降は減少しており、平成27年10月末では79,334人となっています。年齢別の人口は、15歳未満が11.6%、15歳から64歳までが57.7%、65歳以上が30.7%となっており、少子高齢化が進行しています。

このような状況の中で、学校教育では少子化に対応した教育環境のあり方が問題となる一方、就学前教育・保育へのニーズが増加しています。

### 2 家庭、地域社会の変化

社会が成熟し、多様な価値観やライフスタイルが生まれる一方で、核家族化が進み、子どもが高齢者と過ごす機会が減少したことで、世代を超えて受け継がれてきた知識や経験を伝えることが難しくなっています。また、限られた人間関係の中で、子どもの社会性や規範意識が育ちにくくなっており、家庭の教育力の低下が危惧されます。

地域においては、人間関係が希薄になり、これまで地域社会の中で培われてきた伝統や文化の継承が難しくなっていると同時に、地域ぐるみで子どもを育てるという意識が低くなってきています。

### 3 急速なグローバル化や情報化の進展

交通手段の発達や市場の国際化、情報通信技術の発展に伴い、人、物、情報の国境を越えた移動が加速度的に活発化しています。

このようなグローバル化時代の中で、私たち日本人も世界の人々と交流しながら生きていくことが必要となり、広い視野を持った人材を育成していくことが求められています。

### 4 教職員の世代交代

戦後のベビーブームを含む昭和20年代生まれの世代が定年退職を迎え、知識や技術の継承が様々な分野で課題となっています。

三木市の学校教育現場においても、教職員の年齢構成が大きく変化しており、50歳代以上の教職員と若手教職員の層が厚くなっている一方で、30歳代後半から40歳代の中堅教職員の層が薄くなっています。このような状況の中で、これまで学校教育現場で培われてきた経験や知識、指導技術を若手教職員に継承していくことが大きな課題となっています。

### 5 生涯学習社会の変化

経済の発展や健康寿命の伸長を背景として、人々は生涯を通じて健康で、心豊かに暮らし、その中で自己実現を図ることを求めています。一人一人がその能力と個性に応じて、あらゆる機会や場所において学ぶことができ、その成果を生かすことのできる社会の実現が求められています。

三木市においては、公民館における講座、高齢者大学・大学院の運営や生涯学習講師の派遣事業などを実施しており、学ぶ機会と学んだことを生かせる機会の提供に努めています。

## 第3章 三木市教育の現状と課題

### 1 学校教育の現状と課題

#### (1) 児童生徒数及び学校規模

児童生徒数は、平成27年度は小学校で児童約3,900名、中学校で生徒約2,100名です。今後の児童生徒数の推移を国立社会保障・人口問題研究所の推計値を参考に算出すると、5年後の平成32年度は小学校で児童約3,200名、中学校で生徒約1,800名と減少し、平成37年度は小学校で児童約2,800名、中学校で生徒約1,600名とさらに減少することが予想されます。

次に、学校規模については、小学校において、6クラス以下の学校が、16校中7校、中学校においては、3クラス以下の学校が8校中2校あります。そして、平成37年度には、小学校において、6クラス以下の学校が8校、中学校において3クラス以下の学校が3校になることが予想されます。なお、学校規模については、文部科学省の「公立小中学校の適正規模・配置に関する手引き」（平成27年1月）において、「小学校において6クラス以下、中学校において3クラス以下の学校については、統廃合の適否を早急に検討すること」と示されています。

このように、三木市においては、児童生徒数の減少とそれに伴う学校規模の適正化が課題となっています。

#### (2) 学力の向上

##### ① 学校及び教育委員会における取組

各学校においては、児童生徒の実態を的確に把握し、少人数指導や同室複数指導のきめ細かな指導、ICTの活用等によるわかる授業の創造等、指導方法や指導体制の工夫改善に取り組んできました。平成27年度全国学力・学習状況調査結果によると、三木市の学校の指導状況は次の特徴がありま

す。

ア 授業におけるICTの活用などを中心に授業改善を行っているが、小学校、中学校とも補充学習の実施率は全国と比較して低い傾向にあること。

イ 授業研究会の実施や小学校と中学校の連携については、全国と比較して高い傾向にあること。

教育委員会では、三木市学力向上推進委員会（市内の教員、神戸大学の教授等委員12人で構成）を組織し、学力向上方策に関する協議を行っています。また、「三木市学力向上サポート事業」（平成26～27年度は、三樹小学校、平田小学校、三木中学校の3校を、平成27～28年度は口吉川小学校、豊地小学校、星陽中学校の3校を推進校としてそれぞれ指定）を実施し、推進校の実態に応じた学力向上の取組を行っています。今後も、順次中学校区ごとに学力向上サポート事業の推進校を指定し学力向上の取組を継続実施します。

## ② 学力の現状と課題

平成27年度全国学力・学習状況調査結果による本市の児童生徒の学力及び学習習慣や生活習慣等は、次のとおりです。

まず、学力は、

ア 文部科学省基準では、±5ポイント以内を同程度としていることから、小学校、中学校とも全国と同程度と言えるが、より細かくみると、小学校では全国に比べやや下回り、中学校ではやや上回っている。

イ 全国と同様、「知識」に関する問題（A問題）に比べ、「活用」に関する問題（B問題）の平均正答率が低くなっている。

ウ 平成25年度からの3年間の経年比較で見ると、対象となる児童生徒は違うものの、小学校では、平成26年度は算数において改善傾向が見られたが、平成27年度は全体的に全国との差が広がり悪くなっている。中学校では、全

国を上回っているものの、数学において全国との差が縮まり悪くなっている。

という結果が出ています。

次に、学習習慣や生活習慣は、予習・復習を含め学校外で学習する時間が全国と比較し少ない傾向があり、一方、テレビゲームをしたり携帯電話・スマートフォン等を使ったりする時間が長い傾向にあります。

さらに、学習習慣と生活習慣の相関関係については、

ア 家で授業の復習をするなど学校以外で勉強する習慣が身につけている児童生徒ほど平均正答率が高い。

イ 朝食をしっかり食べる、長時間テレビゲーム等をしないなど、生活習慣が身につけている児童生徒ほど平均正答率が高い。

ウ 学習習慣や生活習慣と学力の相関関係を分析すると、中学校に比較して小学校の方が相関関係が高い。

ことが認められます。

以上のことから、本市児童生徒は、全国と比較して学校外で学習する時間が少なく、テレビゲーム等をする時間が長い傾向にあり、学習習慣や生活習慣と学力の関係は、中学校に比較して小学校の方が相関が高いことから、小学校の学力において、全国に比較してやや下回っている原因であると推測できます。

また、小学校においては、授業改善に関わる研修回数等は全国に比べ高いものの取組が学力向上につながっていない要因として、学習内容の定着度の把握等が弱いため、低学年・中学年の学習内容の定着が不十分のままとなっていることが考えられます。

これらのことから、三木市では学習習慣及び生活習慣の改善、指導方法等の工夫改善を中心とした学力の向上が課題となっています。

### (3) 心の教育

本市は、昭和40年の同和対策審議会答申を受け、昭和43年の「三木市同和教育協議会」発足以来、「差別を許さない市民宣言」の制定（昭和51年）、「人権尊重のまちづくり条例」の施行（平成13年）等、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めてきました。

また、平成23年10月に発生した大津市のいじめ自殺事件をはじめとしたいじめ問題に対応するため、いち早く平成25年3月には「三木市子どものいじめ防止に関する条例」を制定し、「子どもいじめ防止センター」を設置し、市をあげていじめ解消に取り組んでいます。とりわけ、各学校においては、児童生徒の自尊感情を育み、命の尊厳を実感できる温かいまなざしあふれる人権尊重の学校文化の創造に取り組んできました。

さらに、同和問題をはじめさまざまな人権課題の解決に向けた学習や道德教育の充実、「いじめ・不登校総合対策事業」等を展開し、「心の教育」の充実を図ってきました。

#### ① 人権教育

人権教育年間指導計画を作成し、学校の全教育活動の中で、児童生徒の人権意識を高め、自尊感情を育むことに取り組んでいます。親子人権学習を実施し、保護者との連携も深めています。また、「教職員は最大の学習環境」という言葉があるように、教職員の人権意識が児童生徒に与える影響は大きいものがあることから、同和教育伝承講座や道德教育研修会等の実施、人権・同和教育資料の作成・配布をとおして、教職員の人権感覚の練磨、人権意識の高揚を図ってきました。

#### ② 道德教育

児童生徒の道德性を養うために、道德教育の要となる道德の時間の充実を図っています。各学校においては、「私たちの道德」や「兵庫版道德教育副読本」を道德教育年間指導計画に位置付けるとともに、子どもたちが家庭に持ち帰り、話

し合う素材とするなど、その活用を図っています。

### ③ いじめ・不登校総合対策事業

いじめ・不登校児童生徒の解消といじめ・不登校の未然防止を図るため、「学校 I K O K A マニュアル」の活用、スーパーカウンセラーによる相談対応、不登校対策指導員による指導、三木市スクールカウンセラーの配置等の取組を行っています。

### ④ 体験活動

里山、田畑、水辺などで自然とふれあう「環境体験事業（小学校3年生）」、豊かな自然の中での長期宿泊体験活動を行う「自然学校推進事業（小学校5年生）」、地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高める多様な社会体験活動を行う「地域に学ぶトライやる・ウィーク（中学校2年生）」等の体験活動を行っています。これらの活動をとおして、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する心などを育成するとともに、児童生徒の「自立」に向け、自尊感情を高め、地域社会の一員としての自覚を深めています。

これらの取組の結果、中学校においては、問題行動や不登校生徒が減少しています。また、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果から、思いやりの心や自尊感情、規範意識などが育成されていることがうかがわれます。さらに、全国と比較して、地域行事に参加している児童生徒の割合が高くなっています。

しかしながら、グローバル化が急速に進展するなど、変化の激しい社会においては、自尊心や自立心など道徳性をはじめとした「心の教育」のさらなる充実が求められています。

#### (4) グローバル人材を育成する教育

これからの社会を生き抜く児童生徒には、郷土や日本の伝統や文化を理解し日本人としての自覚を持つこと、民族や国籍を異にする人々と互いに自他の文化や習慣、価値観を認め合い、共に生きる心を育成すること、コミュニケーション能力を身に付けることが必要であることから、「ふるさと教育」「国際理解教育」「話せる英語教育」に取り組んでいます。

##### ① ふるさと教育

「ふるさと三木」に対する理解を深めることを通して、児童生徒の「ふるさと三木」を愛する心、誇りに思う心を育成するため、以下の取組を行っています。

##### ア 三木市歌、三木音頭・新吉川音頭の学習

- ・小学校4年生で三木市歌を学習し、連合音楽会で合唱
- ・すべての小学校で三木音頭または新吉川音頭を習い、運動会や地域の行事で披露

##### イ 金物ふれあい体験事業を通じた三木の伝統産業に対する学習

- ・小学校における三木金物の紹介や三木金物を使用した竹とんぼやうぐいす笛づくりの学習

##### ウ 三木市の史跡や歴史に対する学習

- ・ふるさと三木の歴史学習（教育委員会事務局職員を講師とした三木の古墳や三木合戦等の学習）
- ・小学校3年生を中心とした副読本「わたしたちの三木市」を活用した郷土の伝統・文化の学習
- ・「トライやる・ウィーク」での三木市内の史跡探訪

##### エ 給食だよりで三木産の給食食材を紹介するなど、三木の農産物に対する理解

##### ② 国際理解教育

三木市の児童生徒が異なる文化や価値観を理解できる環境を創るために、ALT（外国人指導助手）の増員や講師（青

年海外協力隊等)の招聘などを行っています。また、三木市内の外国籍児童生徒は増えてきている現状があります。

#### 【各小学校における国際理解の取組事例】

- ・ 青年海外協力隊に参加された看護師から、派遣国の文化や生活などを学習する。
- ・ 地域の方などから、世界の国々の楽器を紹介してもらい、演奏を体験する。
- ・ 姉妹都市との交流（写真や手紙などで、お互いの学校を紹介し合う。）
- ・ 色々な国の言葉で、あいさつ（朝礼や朝の会、外国語活動などで、色々な国の言葉であいさつをする。）
- ・ 地震で被害にあった国への募金活動をきっかけに、手紙などで交流を深める。

#### ③ 話せる英語教育

次世代で活躍する豊かな国際感覚、コミュニケーション能力の基礎を身につけた子どもを育成するため、ALTを増員し、小学校低学年から、ALTや英語ボランティアの来校時には、授業の時間だけでなく給食、掃除、休み時間など日常的に英語を使ったコミュニケーションに慣れ親しんでいます。

また、夏休みにはイングリッシュキャンプ（日帰り）を5日間実施しています。

ふるさと教育では、これまで市が進めてきたふるさと教育を今後どのように発展させるかが課題です。

国際理解教育では、異文化体験や交流活動はALTの派遣だけでは限界があるため、どのように体験や活動を補完し、充実させていくかが課題です。

話せる英語教育では、小学校低学年からの話せる英語教育の推進を通して、児童生徒にどのように目標を持たせ、自らの英語の習得状況を実感させるのか、低学年からの英語（外国語活動）の授業のカリキュラムをどのように充実させればより英語が話せるようになるかが課題です。

## 2 就学前教育・保育の現状と課題

### (1) 就学前教育・保育の現状

子どもの人口が年々減少している中、幼稚園児数は減少し、一方で保育所(園)児数は増加しています。また、対象となる0～5歳児の人口における就園率は増える傾向で、平成26年度で65%となっています。

#### ① 幼稚園の現状

幼稚園ではこの20年で園児数は半減し、適正な集団の確保が難しく、公立園での廃園も出ています。また、3歳児の教育・保育を実施しているのは、民間幼稚園の1園のみとなっています。

#### ② 保育所(園)の現状

民間保育所(園)はこの20年で園児数が倍増する中、全園において市の補助金などを活用して施設の充実や定員増を図り、0～5歳児の教育・保育を行っています。

#### ③ ニーズの多様化

生活形態の多様化、女性の就労の増加などにより、教育・保育ニーズが多様化してきています。

#### ④ 子育て環境の変化

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により、子どもをとりまく家庭や地域との関係が変化し、子育てに関して相談する相手が少なくなっています。

### (2) 就学前教育・保育の課題

就学前の子どもの数や子どもたちが育つ家庭、地域、社会の環境変化に対応しつつ、将来にわたって安定して就学前教育・保育を行うための、次のような仕組みづくりが必要となっています。

#### ① 家庭の事情によって多様化する保護者の教育・保育ニーズに対応できる施設を確保します。

- ② 少子化の中においても適正な集団を確保し、3歳児からの教育・保育の充実とともに、異年齢に配慮した0～5歳児の教育・保育を実施します。
- ③ 核家族化、地域コミュニティの希薄化の中でも、安心して子育て相談することができる、充実した地域の子育て支援の拠点を確保します。
- ④ 現在、妊娠から出産・子育てや教育全般について相談窓口が分かれていることから、切れ目ない支援体制を構築します。

### 3 家庭教育の現状と課題

#### (1) 家庭教育はすべての教育の出発点

人は生まれた時から、家族に守られ育てられます。育てられる過程の中で、人として生きていく術を家族から学びます。すなわち、家庭教育はすべての教育の出発点です。

それぞれの家庭での生活体験は、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感や善悪の判断、自立心や自制心など社会生活を送る上で基本となる資質や能力などを身につけるための極めて重要な役割を担います。

#### (2) 家庭教育の第一義的責任は保護者

教育基本法における家庭教育では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とあります。

しかしながら、家庭教育は学校教育とは異なり決まった教科書があるわけではなく、それぞれの家庭の環境や、教育する保護者の考え方などにより一様ではありません。また、すべての父母その他の保護者が、自らの責任や望ましい役割を理解し実践できるものではなく、それぞれの家庭の教育力に違いが生

じています。

### (3) 家庭教育に影響を与える要因

家庭の教育力については、社会的背景が大きく影響します。

#### ① 家族の形態、経済力等

家族の形態は多世代同居世帯が減少し、核家族やひとり親世帯が増加しています。また、保護者の就労については両親共働きの増加や、リストラによる非正規労働の増加などにより、保護者が家庭教育に費やすことのできる時間や経済力が減少しています。

#### ② 仕事と子育ての両立、母親の育児負担

核家族化や共働き家庭の増加による、仕事と子育ての両立が課題となる中、母親の育児負担軽減のための父親の育児への関わりが重要となっていますが、多くの家庭において実際には父親が育児に費やす時間は少なく、父親の育児休業取得率も増加しておらず、家庭教育のうち特に育児に関しては母親の負担が重く、不安を抱える母親も少なくありません。

#### ③ 情報過多による弊害

高度情報化社会がすすみ、育児書や教育雑誌などの書籍による情報だけでなく、テレビやインターネットなどにも家庭教育に関する情報は溢れており、情報を選択することにエネルギーを使い過ぎたり、情報に振り回されたりすることにより、保護者の育児不安や、過保護や過干渉、偏った家庭教育などにより子どもの発達に好ましくない影響を与えています。

このような要因によって、本来家庭で育まれるべき生活習慣の習得や自立心の育成、心身の調和のとれた発達などが、十分に達成されない家庭も生じています。

#### (4) 家庭教育における地域の役割の変化

家庭教育は、単にそれぞれの家庭で行われるだけでなく、親族やご近所など地域の教育力も大いに関係します。

これまで、子どもたちは地域の公園や近所の広場で遊び、地域の行事やお祭りに参加し、近所の大人やお年寄りにあいさつをしたり、気軽に声をかけたりしていました。また大人も、あいさつするだけでなく、時には褒めたり叱ったり自然と地域生活の中で子どもに接してきていました。

しかし、最近では、子どもたちの放課後に過ごす場所は、自宅や友達の家など屋内が中心となり、公園、原っぱ、空き地などでの外遊びが減少して、地域の人とふれあう機会が減少しました。

また、子ども会活動への加入や、地元の行事やお祭りへの参加も減少し、子どもと親と地域のつながる機会が少なくなってしまう。そのため、近所の大人と子どもが互いに顔見知りでないことから、あいさつや会話ができにくくなってきています。

#### (5) 地域の教育力

一方で、ボランティア活動としての「人の目の垣根隊」による登下校時の子どもたちの見守りや、青少年補導委員による商業施設や遊技場等での見回りや夜間補導などにより、子どもたちの安心安全の確保や青少年の健全育成が推進されています。

また、各地域の公民館では、乳幼児学級や家庭教育学級において、地域の親子の交流や、乳幼児期に家庭で取り組むべき教育について学ぶ機会が提供されています。さらにサマースクールなどの講座の充実により、地域の子どもの学年を超えた交流や、文化祭や夏まつりなどコミュニティ形成事業で親子や高齢者など世代を超えた交流活動が行われています。

## (6) 家庭・地域の連携と行政の支援

このように、家庭教育は、それぞれの家庭での第一義的責任のもとに行われるだけでなく、家庭をとりまく地域の協力が不可欠です。さらに、家庭教育の役割が果たせない家庭については、行政をはじめ地域や学校の支援体制を整え、協力して家庭教育を推進することが課題となります。

## 4 生涯学習の現状と課題

### (1) 人権教育

#### ① 人権尊重のまちづくりの推進

三木市では、人権が尊重され、一人一人が大切にされる心豊かなまち「三木」をつくるため、平成13年に「三木市人権尊重のまちづくり条例」を制定後、平成23年に「(第2次)三木市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定し同計画に基づいた人権施策を実施するなど、市政全般にわたり人権を基調としたまちづくりを推進してきました。

特に、地域における人権教育・啓発の取組については、各公民館において、指導者・リーダー研修会を実施するなど人権リーダーの育成や、各自治会での住民主体の人権学習（住民学習会）を推進してきました。

また、市民じんけんの集い、同和教育セミナー、人権フォーラムの開催や各公民館での人権啓発コーナーの設置や、人権視察研修、生涯学習講座における人権学習を実施してきました。市民じんけんの集いにおいては、市民の参加による人権メッセージの朗読なども行っています。

しかしながら、同和問題、女性、高齢者、障がい者、外国人などをめぐるさまざまな人権課題が今なお存在し、また、いじめ、虐待や全国的に急増しているインターネット上での人権侵害などの新たな人権課題も顕在化しており、人権に関わる今後の取組の重要性はますます高まっています。

## ② 年代ごとの人権に対する意識

「(第2次)三木市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定するため平成22年度に実施した、「人権に関する三木市民意識調査」の結果によると、人権を身近に感じるかについては、50歳代以上の人は、約半数が「身近に感じる」と回答しています。

一方、20～30歳代については、「身近に感じる」と回答した人よりも「身近に感じない」と回答した人の方が多いという結果になりました。

また、「三木市人権尊重のまちづくり条例」の認知度については、70歳代の過半数が「知っている」という回答でしたが、年代が下がるにつれて認知度も下がり、20歳代については、9割以上の人「知らない」と回答しました。

次に、毎年7月から各自治会で開催する人権学習（住民学習会）の参加者数は、毎年度4,500～5,000人前後で推移しており、人権学習（住民学習会）への参加が一定程度定着していることがわかります。

一方、年代別では、参加者の約8割が50歳代以上であり、30歳代までの参加者は、全体の1割足らずにとどまっています（平成26年度）。

このことから、人権についての意識が私たちの社会や生活に根付いてきている一方、若い世代ほど人権問題に対する関心が薄いことがうかがわれます。このため、若い世代の人権意識をどのようにして高めていくかが課題となっています。

## (2) ライフステージに応じた生涯学習

生涯学習については、教育基本法第3条において、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことので

きる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

市民がそれぞれの趣味や学びを通して、自分を高めることに喜びや生きがいを感じ豊かな心を育む、生涯学習のための環境整備がますます求められています。

#### ① 公民館における生涯学習の機会の提供

三木市では、市内の10公民館等で、それぞれ子ども・保護者向け講座、女性セミナー、高齢者教室、各種専門教室などを開催しており、近年では、年間延べ1,000回前後の生涯学習講座に約20,000人以上が参加しています。

しかしながら、講座参加者の固定化傾向が課題となっています。特に、子ども・保護者向け講座については、保護者に対し家庭教育の重要性の認識に努め、より多くの市民が参加する仕組みづくりが重要です。

#### ② 継続した生涯学習の機会の提供

生きがいの創造とともに地域づくり活動を推進するための指導者及び協力者の養成を図ることにより、高齢者の福祉の増進と健康で明るい地域社会づくりに資することを目的として、三木市高齢者大学（4年制）及び三木市高齢者大学大学院（2年制）を開設しています。

高齢者大学及び大学院では、毎年250人前後が在学し、教養課程及び専門課程で郷土史、古典、園芸、健康福祉、パソコンなど幅広い分野を学ぶほか、ボランティア活動等も実施しています。

一人でも多くの方に入学していただくため、新入生募集時に対象者に対し高齢者大学の意義や目的の周知を図るとともに、より充実した魅力ある講座の検討が必要です。

#### ③ みっきい生涯学習講師団の派遣

さまざまな知識や技能を持ち、それを地域社会に役立てたいと考えている方（個人・団体）を講師として登録し、サークル

等の団体の求めに応じ、みっきい生涯学習講師として紹介や派遣することにより、生涯学習の推進や地域社会の活性化を図っています。

講師は、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、教養、家庭・社会生活、伝承文化、人権学習等の広い分野で86個人・団体の登録（平成27年5月現在）があり、人数は少しずつ増えています。

しかしながら、1年における派遣回数が登録者数より少ない状況が続いており、人材を生かしきれていないところが課題となっています。

#### ④ 図書館における生涯学習の機会の提供

図書館は、乳幼児から高齢者までのすべての方の生涯学習を支援する場所です。

図書館を利用し、郷土の歴史や文化、多様な価値観に触れることで、ふるさと三木への「愛着」と「誇り」を育まれ、新たな地域文化や地域社会の創造につながります。また、知が育まれるとともに、人が集い、憩い、人と人との交流が促進されることにより、市民の「心の豊かさ」の向上につながります。図書館は、市民一人一人の「知りたい」「読みたい」に応えることで、市民自らが学ぶ楽しさや生きがいを感じ、心豊かに生きるための情報を提供しています。

また、企画展や講演会などを開催し、地域の文化や歴史を身近に触れる機会を提供するとともに、人と人が集う中で新たな地域社会への参加を促します。

今後ますます多様化する市民のニーズに応えるため、資料の充実と新たなサービスの検討が課題となっています。

## 5 文化の振興の現状と課題

文化は、人々の生活の中から形成され、こころ豊かな生き方と社会生活の基盤をつくる重要な要素を持っています。人々は文化を創造し享受することで、達成感やこころの豊かさ、生きがいを感じることができます。

このことから、平成21年5月に策定した三木市文化振興ビジョンの推進を図り、地域の活性化に繋がる身近な文化活動（芸術文化、生活文化、伝統文化など）の支援や交流機会の提供などに努めています。

### (1) 文化財の保存と歴史文化遺産の活用

平成24年6月に「三木歴史・美術の杜構想」を策定し、三木城跡及び付城跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町を含めた地域をひとつの大きな博物館（フィールドミュージアム）に見立てる「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の実現に向け、中核施設として「みき歴史資料館」を整備し、まちの魅力を全国に発信していきます。

しかしながら、点在する史跡や文化財をどのようにつなぎ、ひとつの大きなフィールドミュージアムとして、その魅力をどう発揮するのか。また、「みき歴史資料館」を「みき歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設として、まちの賑わいづくりを担う「まちおこし」の仕組みをどう作るのかが課題となっています。

### (2) 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

文化活動の支援として、文化・芸術活動を行う個人・団体の活動意欲を喚起するとともに、多様な文化・芸術に触れ、親しむ機会を提供し、市民文化の向上を図るため、一般を対象とした「三木市展」や園児から高校生までを対象とした「みなぎの書道展」などの展示会を開催しています。

今後は、さらに多くの人々が文化・芸術に触れ、親しむ機会をどのように広げていくのかが課題となっています。

### (3) 文化会館や美術館における多彩な文化・芸術事業の企画と開催

文化会館では、公益財団法人三木市文化振興財団が指定管理者として市と密接に連携しながら多彩な内容の企画立案を行い、年間10万人以上が利用しています。

市民参加型事業の「三木第九」演奏会や「みき演劇セミナー」を継続して実施し、市の文化・芸術の普及・振興を図っています。

一方、堀光美術館では、市内の芸術家や芸術団体の作品展のほか、市外の芸術家の作品展や公募展など年間13回程度の企画展を開催し、年間約16,000人が利用しています。

また、ワークショップやミュージアム・コンサートを開催し、文化振興ビジョンを基に、市民の身近な美術館として地域文化の向上に努めています。

文化会館、堀光美術館は、市民のニーズを踏まえたより魅力ある企画を創出し、文化に親しむ機会の充実や活動支援等を進め、本市の特色ある文化資源の一層の活用を図る環境づくりが求められています。

### (4) 子どもたちが優れた舞台芸術や伝統文化に触れる機会の提供と支援

優れた舞台芸術を通して、芸術文化の高揚と情操豊かな子どもたちを育むことを目的に、「三木市文化振興基金」を活用して、小学6年生を対象に芸術鑑賞事業「こころの劇場 劇団四季ファミリーミュージカル」の公演を開催しています。

また、次世代に文化が継承されることを目的に、子どもたちに体験を通して地域文化や伝統文化に関心や理解を持ってもらう「三木市伝統文化こども教室」を、市内文化団体の協力で

実施しています。

少子高齢化の進行に伴い、地域の文化を支える人材が減少しており、これまで培ってきた文化の維持・継承が困難となることが懸念され、次代を担う人材育成など、文化・芸術活動の裾野を広げることが課題となっています。

## 6 スポーツの振興の現状と課題

平成22年9月に策定した三木市スポーツ振興ビジョンに基づき、生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ活動をしている人々への支援とともに、スポーツ活動をしていない人々にも生きがい活動の充実と健康の増進などの面からも働きかけ、一人でも多くの方が気軽にスポーツができる多様なプログラムの充実を図っています。

また、競技レベルの向上のため、競技団体のそれぞれの競技特性を考慮し、各年齢層の指導者が連携を図りながら、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うことができるよう支援しています。

### (1) だれでも、いつでも、どこでもスポーツとふれあえる環境づくり

三木市スポーツ振興ビジョンの方策の「多様なプログラムの充実」として、子どもや高齢者など、幅広い年代の方々に気軽に体を動かし、スポーツを楽しめるスナッグゴルフなどニュースポーツの推進を積極的に行っています。

また、兵庫県では、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、多種目のスポーツを楽しもう」という趣旨で、平成12年度から小学校単位での「スポーツクラブ21」の立ち上げを推進しました。これを受け、三木市では平成12年度から平成15年度までに、14のスポーツクラブが結成されました。

各種スポーツの活動のほか、健康に関する教室の開催などに取り組み、スポーツクラブを充実するため、スポーツクラブの

情報提供とスポーツクラブ間の交流及び親睦を深めるための  
ラージボール卓球大会やミニバスケット大会などを開催して  
います。

しかし、「スポーツクラブ21」の過去5年間の会員数は、  
地域差はあるものの徐々に減少傾向にあります。これからは、  
イベントの情報発信や事業のPRのより一層の推進、日々の活  
動成果を発揮する機会の提供や、子どもたちのクラブへの入会  
促進を目的とした少年少女対象の種目別クラブ交流事業（大会）  
の開催等を行うなど、各クラブの活性化が課題となっています。

## (2) 三木市の特色を活かしたスポーツの振興

三木市スポーツ振興ビジョンには「三木の特色を活かしたス  
ポーツの振興」として、三木市ゴルフ協会との連携により、市  
民ゴルフ大会、三木市長杯ゴルフ大会、企業対抗ゴルフ大会、  
みっきいジュニアゴルフ塾定期講習会を開催しています。みっ  
きいジュニアゴルフ塾では、ラウンドレッスンによるルールの  
指導を行っています。また、試合に出場することができるジュ  
ニアを育成することを目的として、みっきいジュニアゴルフ大  
会を開催しています。

市内には、25個所のゴルフ場（西日本一）のほか、「のじ  
ぎく国体」の会場となった吉川総合公園をはじめ、緑が丘スポ  
ーツ公園や三木山総合公園のテニスコート、馬術競技のできる  
三木ホースランドパークなど、数々のスポーツ施設があります。

市内のスポーツ資源を活用するため、平成27年度から「三  
木市ゴルフ協会」と連携し、ゴルフの振興とゴルフによる地域  
活性化を図り、「ゴルフのまち三木」力強く推進しています。

今後は、ゴルフ、テニス、馬術競技といった三木の特色を活  
かしたスポーツを振興し、「まちおこし」にいかに関係していくか  
が課題となっています。

### (3) ジュニア選手育成の推進

公益財団法人スポーツ振興基金の事業であるバレーボール強化練習会や少年スポーツ大会を開催するとともに、体育協会と連携・協力して卓球ジュニア選手強化練習会、水泳選手強化練習会、ジュニアソフトテニス教室、ジュニア陸上競技教室などを開催し、競技レベルの向上や選手の育成に努めています。

ジュニア選手の育成では、子どもの年齢・身体の発育等の発達段階や競技レベルに応じた指導が重要です。

競技団体の中には、発達段階や競技レベルに応じた指導が行なえる指導者が不足しているところもあり、指導者の養成や指導を継続できる体制づくりが課題となっています。

### (4) 生涯スポーツに向けた施設の整備・充実

三木市には、三木山総合公園（野球場、陸上競技場、屋内プール、テニスコート）、吉川総合公園（文化体育館、多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場）や三木ホースランドパーク（馬術競技場等）、三木総合防災公園（陸上競技場、野球場、球技場、屋内テニスコート、グラウンドゴルフ場）など、数々のスポーツ施設があります。

さらに、公民館併設の大会議室（体育館）やコミュニティスポーツセンター、吉川体育館の9施設を地域体育館として設置しており、市民スポーツの活動拠点として広く市民に利用されています。

また、三木山総合公園、吉川総合公園などの有料スポーツ施設の利用についても、体育協会加盟の各種目協会をはじめ、各種団体や個人等に幅広く利用されています。現在、既存の施設で対応できない課題を解決するため、市民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、また、各種スポーツ大会などが開催できる三木市の新たなスポーツ拠点として「(仮称) 三

木市立総合体育館」を建設します。

また、今日の市民のスポーツに対するニーズは、「健康づくり」や「楽しみ」から「競技力・技術力向上」まで、多様化しています。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催などを見据え、スポーツを身近に感じる環境づくりなど、生涯スポーツの推進によるスポーツの裾野の拡大とともに、アスリートのためのサポート体制の充実や環境整備等による選手の育成強化・技術力向上の環境づくりが求められています。

今後は、「(仮称)三木市立総合体育館」など、各種のスポーツ施設を核として、市民一人一人のライフスタイルに応じた様々なスポーツに触れ合える機会を創出し、スポーツコミュニティをいかに醸成するかが課題となっています。

## 第4章 三木市教育大綱の基本理念と基本目標

### 1 基本理念

#### ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成

- ① 三木のまちで育ち、ふるさと三木を愛し誇りに思える人
- ② 自分を大切にし、他者への思いやりのある人
- ③ 著しく変化する社会の中で、直面する課題を解決し、未来を切り拓くことのできる「生きる力」を持った人

三木の子どもたちが、このような「豊かな心を持ち自立した人」に育って欲しいという願いをこめて、基本理念を定めました。

日本の教育は、戦後復興から世界へ羽ばたく人材育成のため、すべての子どもたちが等しく教育を受けることができる環境整備を進め、大きな成果を上げてきました。

しかしながら、今まで日本が行ってきた教育方法を世界各国の教育と比べると、課題や問題点が浮上してきています。

また、6・3・3制や早期進学に対応できないなど膠着化した学校制度、学校における命に関わる事案など重大な問題への危機管理の弱さ、首長の教育行政に果たす役割や責任を明確化すべきことなどの課題が顕在化してきました。

加えて、社会のグローバル化や多様性、情報化などが進展する中、あらゆる分野との連携なしに、教育を進めることができない時代となっており、今までのように教育委員会のみで教育ができる状況ではなくなっています。

そこで、三木市は、従来の教育の良い部分を継承しつつ、新教育委員会制度のもと、市長と教育委員会が今まで以上に力を合わせ、教育のあるべき姿を共有する中で、ふるさとへの誇りや愛着を胸に社会で元気一杯に活躍し、社会を動かしていく子どもたちを育てます。

そのため、学校教育や教育環境の充実、生涯学習の推進などの目標の達成に向けて、市が一丸となって三木市の教育を力強く推進していきます。

## 2 基本目標

### 基本目標 ①

学校・家庭・地域が一体となって、豊かな心を基盤として学力を育むとともに、国際感覚を持ったグローバル人材を育てます。

家庭での教育は、教育の出発点であり、子どもたちが基本的な生活習慣や自立心、自制心を身に付ける上で、極めて重要な役割を担うとともに、学習習慣や学習内容の定着にも大きな役割を果たしています。また、子どもたちは、地域の多様な人間関係の中で様々な生活体験や自然体験を経ることで、社会性や規範意識を身に付けていきます。そして、学校教育は、子どもたちが集団生活を送る中で、自律性や基礎的な体力を養うとともに、生きる基盤となる学力を育てるという役割を担っています。

そこで、三木市は、学校、家庭、地域が手を取り合って子どもたちの成長に関わり、豊かな心と確かな学力を育みます。

さらに、グローバル化が進む社会において、コミュニケーション能力、国際社会を生きる日本人としての自覚、そして多様な文化と価値観を認め合うことのできる資質を伸ばすことがますます重要になっていることから、豊かな国際感覚とコミュニケーション能力を持ち、国や文化の垣根を越えて活躍することのできる真のグローバル人材を育成します。

### 基本目標 ②

小規模校の良さを生かすことを基本としつつ、学校規模に応じた教育環境の充実を図ります。

少子化が進む中で、学校教育における適正な集団の確保が困難な状況が生じており、本市においても、特に小規模校における教育環境の整備が大きな課題となっています。

小規模校には、児童生徒の一人一人に目が届きやすく、きめ細や

かな指導が行いやすい、児童生徒相互の人間関係が深まりやすい、異学年間の縦の交流が生まれやすいなどの良さがあります。一方で、集団の中で多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨する機会が少なくなりやすい、クラス替えが困難なため、人間関係や相互の評価が固定化しやすいなどの課題があります。

小規模校のメリット・デメリットはあるものの、学校は地域の活力を生み出す中核的な役割を担っており、学校教育を越えた存在でもあります。そのため、本市においては、当面は学校規模の適正化の手法としては統廃合を選択せず、小規模校の良さを生かすことを基本とします。

小規模校の課題に対しては、ICTの活用による合同学習やスクールバス等を活用した合同行事等の実施により対応し、学校規模に応じた教育環境の充実を図ります。

### 基本目標 ③

人権尊重のまち、文化やスポーツのまちをめざし、生涯にわたって学び活動のできる環境づくりを進めます。

本市は、すべての人が尊重され、一人一人が自己実現に向けて生きる喜びを実感できる人権尊重のまちづくりを進めています。特に社会教育施設を活用した人権学習や、地域が主体となった活動の支援を推進しており、今後更に支援の充実と整備に努めます。

また、文化やスポーツを通じて、市民が「生きがい・安らぎ・うるおい」を感じ、明るく豊かで活力に満ちたまちづくりを進めます。

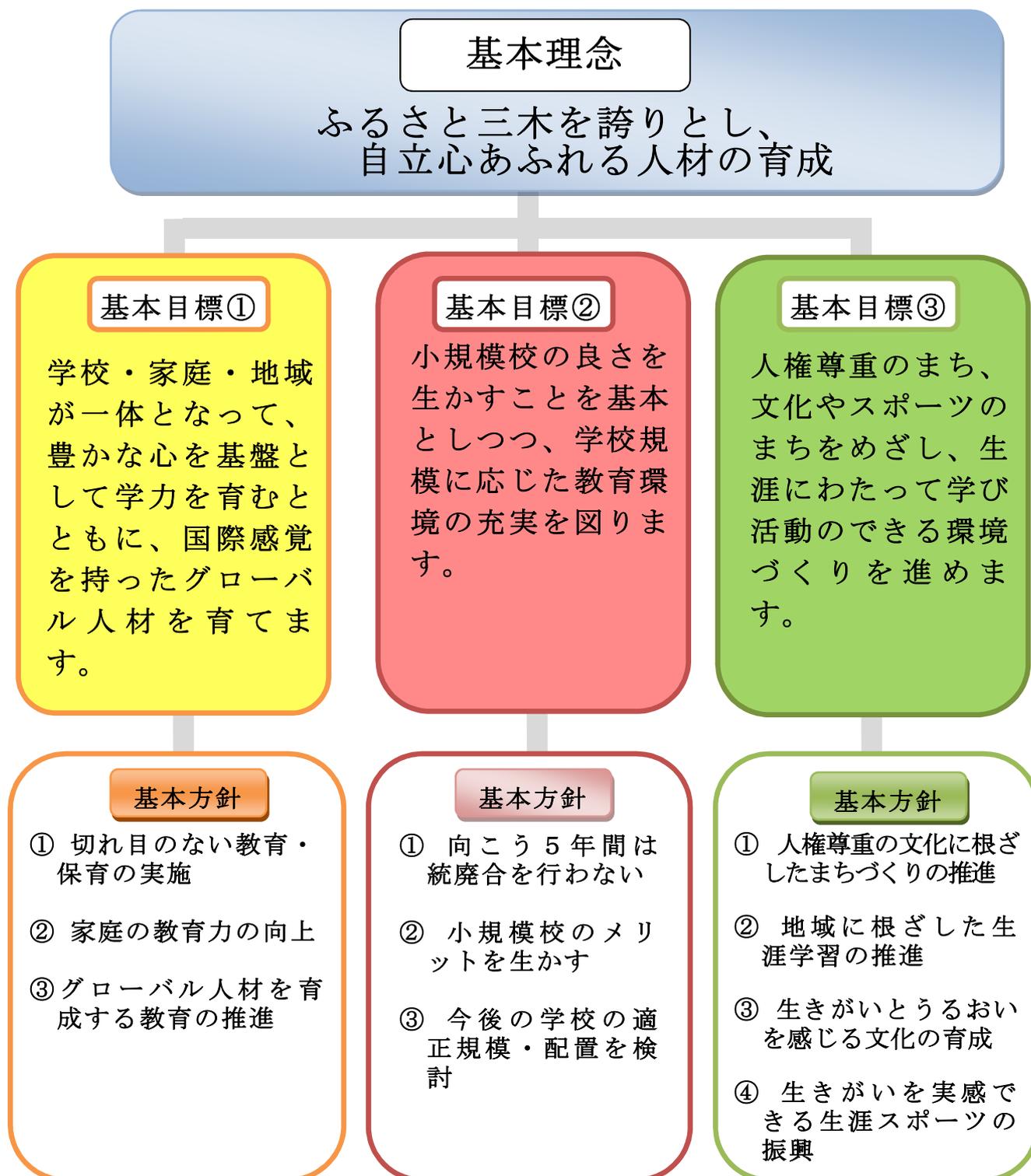
これまで培われてきた歴史、産業、文化的遺産をこれまで以上に活用し、市の文化水準の更なる向上を図るとともに、観光資源としての活用も推進します。さらに、本市のスポーツ環境の特色を活かし、ゴルフやテニス等の競技の振興を図るとともに、ふれあいマラソンやニュースポーツの大会の実施を通じて、健康増進や交流、青少年の健全育成を図ります。

さらに、人権尊重と文化やスポーツのまちづくりを通じて、すべ

ての人が生涯にわたって学び、文化やスポーツに親しみ、それぞれの個性と能力を発揮できる環境整備を進めます。

### 3 大綱の体系

この大綱は、「ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成」を基本理念のもと、その実現に向け3本の基本目標と基本目標ごとの施策の基本方針を定めています。



## 第5章 基本目標と基本方針

### 基本目標①

学校・家庭・地域が一体となって、豊かな心を基盤として学力を育むとともに、国際感覚を持ったグローバル人材を育てます。

### ○基本方針1 切れ目のない教育・保育の実施

0歳から15歳までの子どもたちの切れ目のない質の高い教育・保育に取り組みます。

#### 施策1 「確かな学力」の向上

##### ① 全国学力・学習状況調査結果の市の平均正答率の実数値を公表し、学力の実態を共有します。

本市においては、従来は、結果の概要を公表しており、平均正答率の実数値は未公表でしたが、今後は、学力の向上に向け、次の観点から、市全体の平均正答率の実数値を公表します。

- ・学校と家庭が共通理解のもと、学習習慣等の改善や教科指導の充実の必要性を認識し対応すること
- ・教師の資質・指導力の向上をいっそう図ること
- ・学力を向上させ、児童生徒の将来の成長や進路の選択を拡大すること

ただし、学校別の平均正答率の実数値は、小規模校ではテストを受けた児童生徒個人の結果が特定される可能性がある等のデメリットがあるため公表しません。

##### ② 教育委員会・学校・家庭が連携し、学力向上を図ります。

学習習慣及び生活習慣の改善、指導方法等の工夫改善を中心とした学力の向上が課題となっていることから、教育委員会・学校・家庭の役割を明確にし、それぞれが密に連携し効果的な取組を行います。

#### ア 学習習慣及び生活習慣の改善

学習習慣及び生活習慣は学力と相関関係が認められたことから、家庭啓発資料を配布し啓発するなど、家庭と連携し学習習慣及び生活習慣の改善を図ります。

- ・発達段階に応じた家庭学習・生活習慣啓発資料「みきっ子家庭学習ガイド」の作成配布
- ・自主学習ノートの活用

#### イ 指導方法の工夫改善

小学校では低・中学年での学習内容が十分身につけていない部分があり、中学校においても小学校の学習内容が十分身につけていない部分があります。このことから、教育委員会において、課題のある学習内容を重点的に指導できる資料を作成するとともに、基礎・基本の習得に関する研修会を開催します。

さらに、8つの中学校区を単位として、小・中学校を順次推進校に指定し、学力向上に係る実践的な研究を行う「三木市学力向上サポート事業」を継続して実施します。

#### ウ 放課後学習支援の充実

全国学力・学習状況調査の結果から、三木市の児童生徒は全国と比較して、学校の授業以外の学習時間が短い傾向にあることから、個々の児童生徒の進度に応じた放課後補充学習を実施します。

### **施策2** 「豊かな心」の育成

これまで実施してきた「心の教育」を継続して推進し、子どもたちに、美しいものや自然に感動する感性、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、家族を大切に作る心、集団における役割と責任、規範意識、公共の精神など、人間形成の

基盤となる豊かな情操と道徳性を培い、これらに基づいて主体的に判断し、適切に行動する力を育成します。

さらに、「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」に基づき、あらゆる学習機会をとらえた人権教育の取組を通して、人権の普遍性と正当性についての認識や理解を深め、自己実現と「共に生きる社会」の構築に向けた意欲と態度を育みます。

#### ① 人権教育

これまで三木市が培ってきた同和教育の実践を次世代の教職員に伝える同和教育伝承講座を継続実施し、学校園における人権文化の構築や人権尊重のまちづくりに貢献する指導力、実践力の向上に努め、差別を許さない子どもの育成をめざします。また、平成26年度に教育委員会が作成した人権・同和教育資料「三木市の人権・同和教育」を校内研修会等で活用し、人権・同和教育の一層の充実を図ります。

#### ② 道徳教育

道徳が平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で「特別な教科」として教科化されることを見据え、兵庫県教育委員会作成の「兵庫版道徳教育副読本」、文部科学省作成の道徳教育教材「私たちの道徳」を使用することを道徳教育年間指導計画に位置付けるとともに、子どもたちが家庭に持ち帰り、家族と話し合う素材として活用するなど、子どもの道徳性を養うために、道徳教育の要となる道徳の時間の充実及び家庭との連携強化を図ります。

#### ③ 生徒指導

一人一人の子どもを多面的・共感的に理解し、人間的なふれあいを基盤とした生徒指導を推進します。そのために学校内における生徒指導体制、教育相談体制を充実するとともに、校種間、地域、関係機関との連携を深め、いじめ

や不登校等児童生徒の様々な問題に対して、迅速かつ的確な対応をします。

特にいじめについては、各校において学校いじめ防止基本方針に基づき、早期発見、早期対応に努めるとともに、子どもいじめ防止センターにおいていじめ相談や防止の啓発、重大事案の対応を行います。

教育相談体制では、スクールカウンセラーと連携しカウンセリングに関する研修を実施するなど教職員のカウンセリングスキルの向上を図るとともに、職員の間で子どもたちへの共通理解を深めるなど、子どもたちの内面理解に努めます。

不登校については、その背景に複数の要因が関係するなど、複雑多様化しているため、関係機関ともより連携を深め、未然防止、早期対応など不登校ゼロに向けた取組をすすめます。

#### ④ 体験活動

子どもたちが自然に触れることにより、自然に対する畏敬の念をはじめ、命の大切さ、命のつながり、美しさに感動する心などを培う「環境体験事業（小学3年生）」、自然とのふれあいの中で思いやり、協調性、社会性を身に付ける集団宿泊体験を行う「自然学校推進事業（小学5年生）」、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等の育成、子どもたちのキャリア形成をめざした「トライやる・ウィーク推進事業（中学2年生）」等の体験活動を継続して実施します。

さらに、伝統産業である三木金物の素晴らしさを学ぶ金物体験事業、ふるさと三木の歴史学習なども継続実施します。

このような多様な体験活動を通して、社会性や自立心を育成します。

### 施策3 学校の組織力及び教職員の指導力向上

子どもを取り巻く社会状況の変化や、保護者や地域からの要請が多様化・高度化する中で、新しい時代に生きる子どもたちに必要となる資質・能力を正しくとらえ、育成していくことが急務となっています。今後は、いっそう「何を学ぶのか」「どのように学ぶのか」そして「何ができるようになるか」という具体的な子どもの資質・能力向上が学校教育に問われていくこととなります。

このように多様な教育課題の急増に対し、教職員個人による対応から、学校が組織として適切に課題解決に取り組むことが必要となってきています。

各学校においては管理職のリーダーシップのもと、学級担任、専門的に課題に対応する教員をはじめ、特別支援教育指導補助員やスクールカウンセラー、部活動の外部指導員等、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを配置し、学校組織全体が1つのチームとして力を発揮し機能的に課題解決にあたります。

また、「教育は人なり」と言われるように、日々教育に携わる教職員の資質こそが児童生徒の成長に大きな影響を与える大きな要因となります。各学校では、OJTを通じてベテラン教職員の指導技術の伝承を行う中で、若年教職員やミドルリーダーなど、次世代を担う教職員の育成に取り組みます。その一環として、三木市学力向上サポート事業を通じて、推進校を指定しながらすべての教職員の資質向上に向けた取組を進めます。

また、教育センターが実施する専門研修講座、次世代のリーダーを養成する学校経営研修講座及び人権研修等を通じて、学校を取り巻く多様な教育課題に対応するための教職員の資質を高める校外研修への積極的な参加も推進します。

世界的な調査においても日本の教員の多忙さが報告されており、各校においては、教職員のメンタルヘルスや勤務時間の

適正化に対応するため、定期的に校内衛生委員会を開催し、管理職を中心にメンタルヘルスに配慮した支援体制構築や業務改善への取り組みを進め、教職員がいきいきと子どもたちと向き合う時間の確保に努めます。

#### **施策4** 就学前教育・保育の充実

乳幼児期は、子どもたちにとって自我が芽生えるとともに、人としての生きる力の基礎となる自尊感情を育み始める大切な時期であり、また親や身近な大人、そして友だちとの新たな人間関係づくりに始まる社会性を培う重要な時期です。

そこで、三木の宝である子どもたちの健全な心身の発達を図りつつ人格形成の基礎を培うために、就学前教育・保育の目標を次のとおりとします。

##### ① 質の高い就学前教育・保育を保障

これまで幼稚園や保育所が培ってきた経験を生かして、公立と民間がともに質の高い教育・保育を実施していくため、新たに共通カリキュラムを作成し、教育・保育内容の合同研修、指導主事による指導を行うとともに、市独自の第三者評価及び監査を実施します。

##### ② 多様な教育・保育ニーズへの配慮

核家族や夫婦共働き等、保護者の多様な就労形態に対応した休日保育や教育・保育時間の弾力化などを進めます。

##### ③ 小学校へのスムーズな連携

交流小学校を定め、小学校の生活科の学習、運動会や音楽会等の学校行事に参加するなど認定こども園と小学校との間での新たな連携を推進するとともに、それぞれの指導者間での共通理解と情報交換を行います。また、入園前の保護者及び園児とも面談を行い、就学に向けたスムーズな小学校への就学を推進します。

#### ④ 在宅児童や保護者を支援する子育て支援拠点の確保

各認定こども園において、在宅児童の保護者が安心して子育て相談をしたり交流したりする機会を提供し、地域の子育て拠点としての役割を担います。

以上のことを実現するため、これまで併存していたすべての幼稚園と保育所（園）を一部公立も維持しつつ、民間主導型の幼保連携型認定こども園に移行します。

また、保育料の完全無償化や医療費の完全無料化を行い、保護者の負担軽減を図り、「子育てしやすいまち」さらには市外からも移り住んでいただけるまちにしていきます。

### ○基本方針２ 家庭の教育力の向上

家庭は、教育について第一義的責任を有し、保護者が子どもたちに愛情を注ぎ、家族の温かい雰囲気と深い信頼関係の中で互いが強い絆で結ばれていることを実感しながら、子どもたちの基本的な生活習慣の習得や自立心の育成、心身の調和のとれた発達が促される場です。

親と子の信頼関係を基にしたしつけを通して、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身につけさせ、人間関係の形成など生き方の基本を育てる極めて重要な役割を果たすことから、家庭がその意義を十分理解し教育力の向上が図られる必要があります。

家庭での生活は、学校、地域ひいては社会生活へとつながっていくことから、幼児期に基本的な生活習慣をはじめ、自立心や他人を思いやる心など集団での生活の基本を身につけることは重要です。また、就学後も、家庭での教育は学習習慣の確立や学習内容の定着に大きな役割を果たすものです。子どもたちの各成長段階において、健全な心身の育成、集団や社会に適応する規範意

識の醸成、進路選択の支援など、市や教育委員会は、地域や保護者と連携して家庭の教育力の向上が図られるよう支援します。

## **施策1** 市のサポート

教育基本法では家庭教育について、「父母その他保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものである」とし、保護者の自覚を促しています。

一方、行政の役割は、「生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」として、学習機会や正しい情報を提供するなどにより、家庭教育への支援を求めています。

そこで、市としては、次のような支援を行います。

### ① 子育て実践力の向上

乳幼児期の保護者に対して、児童センターや児童館、公民館などでの子育てに関する講座や子どもと保護者がふれあうイベントの開催、学齢期においてはPTAと連携した研修会等の実施、その他保護者全般を対象とした講演会や講座を実施します。

### ② 子育ての不安を抱える家庭への支援

子育ての不安は、妊娠期から始まります。そのため、妊娠、出産、育児まで一貫した切れ目のない子育て支援制度「三木版ネウボラ<sup>※</sup>」を実施することにより、子育てをサポートします。

そのため、相談窓口として保健を中心とした相談窓口と子育て全般の総合窓口の2カ所を設けます。

保健を中心とした相談窓口では、妊娠期からの体調管理や出産後の健診などの相談を行います。また、子育て全般の総合窓口では、しつけや発達をはじめ親子で参加できる講座の案内や保育所等の入所相談などを行うことにより、保護者の多様なニーズに対応する便利でわかりやすい相談

体制を構築します。

※ 三木版ネウボラ

「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味します。妊娠期から就学前にかけての子どもや家族を対象とする切れ目のない支援制度です。

三木版においては、産前・産後・就学前・中学校卒業まで、切れ目のない子育て支援を行っていく制度を創設します。

## **施策2** 学校・地域からのサポート

家庭教育を支えるためには、市のサポートだけでなく、子どもや保護者にとってより身近な存在である学校や地域からのサポートも重要です。

そこで、次のような支援体制を整えていきます。

### ① 学校からのサポート

子どもに基本的な生活習慣を身につけるために、家庭と学校が連携して取り組むことが重要になってきます。

そこで、教育委員会は、早寝、早起き、朝ごはんなどの基本的な生活習慣や学習の習慣を身に付けさせるため、家庭での予習・復習の大切さ、ゲームやネットをする際のルールづくりの必要性、学習習慣や生活習慣と学力には相関関係があること等を記した啓発リーフレットを各家庭に配布します。

学校は、児童生徒に対しては、体育保健の時間や学級活動等で早寝、早起き、朝ごはんなどの基本的な生活習慣の確立にむけての指導を継続的に行うとともに、家庭との連携が不可欠であるため、家庭に向け、生活習慣の確立に向けての啓発を継続していきます。さらに、参観日の学級懇談等で作成したリーフレットを活用し、学習習慣や生活習慣の確立について、各家庭へ周知を図り、家庭と連携した取組を進めます。

## ② 学校・地域からのサポート

学校は市と連携し、子どもの教育に関する研修会を実施し、学習する機会の提供を行います。その際に、携帯電話やパソコンなどICTを活用して子どもの教育に関する情報を発信する等、すべての親を対象とし、家庭教育支援を進めます。

また、学校は、子どもの負担や地域行事等に十分配慮し、可能な限り土・日曜日に参観日等を実施し、保護者の学校や子どもへの理解を深め、学校と家庭との連携を図っていきます。

地域のボランティアである「人の目の垣根隊」が、子どもの安全・安心を見守るとともに、青少年補導委員により青少年の健全育成を推進します。

また、地域の公民館活動や子ども会活動などによって、地域の大人と子どもをつなぐ事業の活性化を推進します。

## ○基本方針3 グローバル人材を育成する教育の推進

国際社会のグローバル化は、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物、情報の国際的移動が活発化して、様々な分野で「国境」がうすれるとともに、各国の相互の結びつきが強くなってきています。また、本市には多数の外国人が居住し、外国人園児児童生徒も在籍していることから、民族や国籍を異にする人々が互いの文化や習慣を尊重し、共に生きる心を育む多文化共生の学習の必要性が高まっています。

また、様々な分野で外国語（主として国際共通語と言われる英語）によるコミュニケーション能力、異文化に対する理解や共存が求められています。

このような状況の中で、これからの社会を生き抜く児童生徒には、国際共通語としての英語を用いたコミュニケーション能力を

身に付けさせ、ふるさとや我が国の伝統や文化などを学習する中で、国際社会を生きる日本人としての自覚を持たせるとともに、民族や国籍を異にする人々と互いの文化や習慣、価値観を認め合い、共に生きる心を育成することが必要です。

そのため、「話せる英語教育の推進」、「国際理解教育の充実」、「ふるさと教育の充実」の3つを柱として、グローバル人材を育成する教育に取り組みます。

## **施策1** 話せる英語教育の推進

### ① 小学校低学年からの「話せる英語教育」の推進

次世代で活躍する、豊かな国際感覚、コミュニケーション能力の基礎を身につけた子どもを育成するために、新しい言語等を急速に吸収する児童期に、低学年から「聞く」「話す」などの体験を中心とした英語教育に取り組みます。その中で、あいさつなど簡単な会話や身近なことについて考えや気持ちを英語で伝え合うことができるようにします。

#### ア ALT（外国語指導助手）の活用

- ・ 小学校専属のALTを派遣し、5・6年生における外国語活動においてネイティブにより英語に慣れ親しませるとともに、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。
- ・ 1～4年生においても、生活科の時間や特別活動、総合的な学習の時間等でALTと一緒に活動を行い、英語に慣れ親しませる活動を行います。
- ・ 授業以外の朝の会や休み時間、給食の時間などにもALTと交流し、子どもたちが英語で自分の思っていることや考えていることを伝える喜びを感じとれるようにします。

#### イ 英語が話せるボランティアの活用

地域の外国の方や留学生、英語の話せる方を小学校英

語ボランティアとして教育委員会に登録していただき、各小学校の要望に応じて、外国語活動の支援、外国の文化の紹介等を行います。

#### ウ 授業カリキュラム

- ・文部科学大臣から学習指導要領等、現行の教育課程の基準によらない特例学校(教育課程特例校)の認可を受け、外国語活動としての学習時間を加増します。
- ・小・中学校における英語指導能力の向上を図るため、英語教育推進リーダー中央研修(文部科学省が実施する国の委託事業)の受講者を講師とした授業・評価の改善のための講習会を、全小・中学校から各教職員1名を受講させます。受講者は、校内での英語教育の中核教員となり、伝達講習や校内研修を実施し、授業カリキュラムの研究推進を行います。
- ・英語が日常においてのコミュニケーションツールとなるように、授業等において「必要な時に、必要な場面で、必要な相手に」伝える場面を設定した学習を行います。

#### エ その他

- ・小学生対象の「夏休みイングリッシュキャンプ」を開催し、英語を使ってコミュニケーションをしようとする態度の育成を図ります。
- ・外国語活動や英語教育に関する教材及び教具を充実させ、児童生徒の学びを支援します。

### ② 9年間を見通した英語教育

#### ア 小中学校の連携

各中学校区の小中連携教育推進委員会の活動を充実させ、中学校教師による小学校への英語の出前授業や体験授業、相互授業参観等を通して、系統性、連続性のある英語教育に取り組みます。

#### イ 英語検定の活用

小学校においては英検ジュニア、中学校においては英語検定等、英語に関する検定を奨励し、児童生徒が目標を持ち、自らの習得状況を実感できるようにします。

#### ウ スピーチコンテスト等の実施

小中学校の児童生徒が参加できるスピーチコンテスト等を開催し、学習成果発表の場を設けます。

### **施策2** 国際理解教育の充実

異文化体験等を通して、異なる文化や価値観を理解し、共に生きる心を育成します。

#### ① 地域人材の活用

国際交流協会が把握している外国人や関西国際大学の留学生等をボランティアとして登録し、児童生徒が異なる文化や価値観を理解できるよう、様々な国の人々と交流する機会を設けます。

#### ② 姉妹都市等との交流

テレビ会議システム等を活用した授業技術を教職員に身に付けさせ、姉妹都市の小中学生との交流の充実を図ります。

#### ③ 海外留学等の奨励

異文化体験を通し、将来、国際社会で活躍・貢献する意欲や態度等を育成するため、世界で活躍する講師による講演会を開催するとともに姉妹都市との交流や海外留学を奨励します。

### **施策3** ふるさと教育の充実

国際社会において主体的に生きるためには、自己がよって立つ基盤となるふるさとや我が国の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を育てる必要があります。

これまでも主に社会科の授業で、郷土資料「わたしたちの三木市(小学校)」や「三木市中学校社会科郷土資料(中学校)」

を用いて三木市の地理、くらし、歴史を学んできました。

また、三木音頭の伝承や金物体験学習等にも各校で取り組んでいます。これらの取組を計画的、体系的に進めるため、「みきまち学検定」（三木の歴史・文化・産業・伝統行事等の検定）を新たに実施し、ふるさと三木への郷土愛を育みます。

さらに、三木の歴史や産業等に詳しい地域人材リストの作成を進め、それらの方々による学校への指導や助言及び授業における児童生徒への指導を推進します。

## 基本目標②

小規模校の良さを生かすことを基本としつつ、学校規模に応じた教育環境の充実を図ります。

### ○基本方針 1 向こう 5 年間は統廃合を行わない

学校規模の適正化に関しては、まず、学校の果たす役割を考える必要があります。学校では、教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力等を育むとともに、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。そのためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましいと考えられます。

一方で、学校は地域コミュニティの核としての性格も有しており、まちづくりにおいて重要な役割があることも考慮する必要があります。

三木市では、「公立小中学校の適正規模・配置に関する手引（文部科学省）」による統廃合を検討する規模の学校（次ページ参照）は、平成 27 年度で小学校で 7 校、中学校で 2 校あります。

統廃合により適正規模を維持する場合、一定の集団規模が維持できるため、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会等が増える等のメリットがある一方、通学時間が長くなる、地域の活力が低下する恐れがあるなどのデメリットがあります。

とりわけ、学校は地域活性化の中核的な役割を担っていることから、学校の適正化の手法として統廃合を選択した場合、まちの活力の低下等の影響が懸念されます。

そこで三木市としては、向こう 5 年間（平成 31 年度まで）は統廃合を行わず、小規模校の良さを生かすことを基本としつつ、学校規模に応じた教育環境の充実を図っていきます。

【三木市の学校規模】（第2回総合教育会議資料から抜粋）

学校規模 の区分	統廃合検討規模 (小：6学級以下 中：3学級以下)				統廃合検討規模の 学校名
	年度	全校数	平成27年度	平成32年度	
小学校数	16	7	7	8	志染、口吉川、豊地、中吉川、 上吉川、東吉川、みなぎ台、 ※自由が丘東(平成37年度)
中学校数	8	2	2	3	志染、星陽、 ※吉川(平成37年度)

※区分は「公立小中学校の適正規模・配置に関する手引」による。

【法令等から見た適正規模】（第2回総合教育会議資料から抜粋）

<p><b>○学校教育法施行規則</b> 第17条（学級数） 小学校の学級数は、<u>12学級以上18学級以下</u>を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。 *同条は、第55条で中学校に準用</p> <p><b>○義務教育諸学校施設費国庫負担法施行令</b> 第3条（適正な学校規模の条件） (1) 学級数がおおむね <u>12学級から18学級まで</u>であること (2) 通学距離が、小学校にあつては <u>おおむね4キロメートル以内</u>、中学校にあつては <u>おおむね6キロメートル以内</u>であること。</p> <p><b>○公立小中学校の適正規模・配置に関する手引</b> ・6学級以下の小学校、3学級以下の中学校は統廃合の適否を早急に検討 ・スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、<u>通学時間</u>の目安(1時間以内)を提示 等</p>
---

**○基本方針2 小規模校のメリットを生かす**

小規模校では、きめ細かな指導が行いやすい等のメリットがあるものの、多様な考え方に触れる機会や学び合いの機会の減少など、解消しなければならないデメリットもあります。小規模校のメリット・デメリットを挙げると次のことが考えられます。

○ メリット

- ① 児童生徒の一人一人に目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ② 教科等の学習、学校行事や部活動等において、児童生徒一人一人が活動や活躍できる機会を設定しやすい。

- ③ 児童生徒相互の人間関係が深まりやすい。
  - ④ 異学年間の縦の交流が生まれやすい。
  - ⑤ 地域と密着した学習を行いやすい。
- デメリット
- ① 集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。
  - ② 運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。
  - ③ 部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。
  - ④ クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。
  - ⑤ 集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。

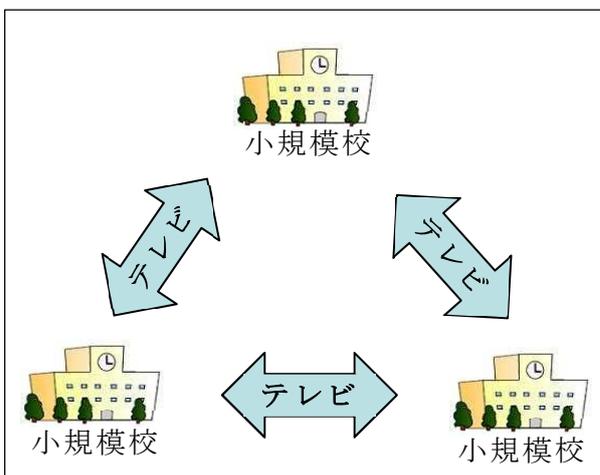
統廃合を行わない中では、上述の小規模校のメリットを生かしつつ、デメリットの解消を図る必要があります。その対策として以下の3点を挙げます（次ページの図参照）。

- ① インターネット会議システム等 I C T の活用による合同学習  
例：小規模校同士でインターネットによる T V 会議システムを用いた合同学習を行う。
- ② スクールバス等を活用した合同学習や合同行事  
例：大人数の学習が教育効果の高い内容（音楽、体育、学校行事、部活動等）を小規模校同士が合同で実施する。
- ③ 小中一貫教育による一定の学校規模の確保  
例：一定の学校規模を確保するため、近隣の小学校と中学校の拠点校で学習（5、6年生が中学校で学習）や学校行事等（運動会、音楽会等）を合同で実施する。

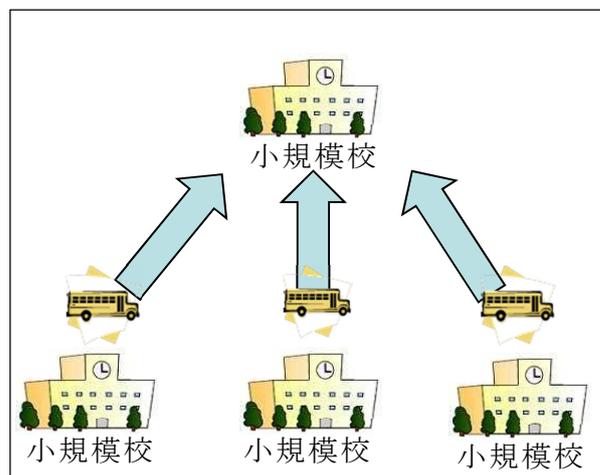
これらの対策によりデメリットの解消を図ります。

【小規模校のデメリット解消策例】

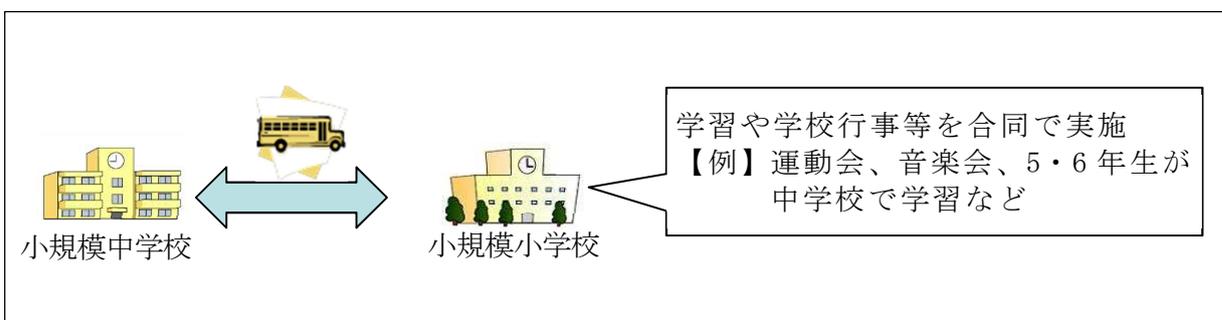
対策1:  
インターネット会議システム等  
ICTの活用による合同学習



対策2:  
スクールバス等を活用した  
合同学習や合同行事



対策3:  
小中一貫教育による一定の学校規模の確保



○基本方針3 今後の学校の適正規模・配置を検討

三木市においては、平成31年度まで、向こう5年間は統廃合を行いません。しかしながら、今後さらに児童生徒数の減少が予想されることから、次の更なる5年間に向けて、統廃合を含めどのような学校の形態が児童生徒の教育にとって一番望ましいかを検討します。その際、地域住民、各関係者との意見交換やアンケート調査などを行い、保護者や地域の要望、子どもの健全な成長などの観点から、十分時間をかけて学校の適正規模・配置について協議していきます。

### 基本目標③

人権尊重のまち、文化やスポーツのまちをめざし、生涯にわたって学び活動のできる環境づくりを進めます。

## ○基本方針 1 人権尊重の文化に根ざしたまちづくりの推進

### 施策 1 人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、一人一人が大切にされる心豊かなまちづくりをめざして、「三木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、様々な取組を進めてきました。その結果、平成 22 年度に実施した「人権に関する三木市民意識調査」によると、人権尊重の意識が徐々に私たちの社会や生活に根付いてきていることがうかがえます。

しかしながら、同和問題に関しては、日常に暮らす地域において今でも差別意識が残っていることや、若い世代での人権に関する意識に課題があることも明らかになりました。

また、社会の変化に伴い、インターネット上における人権侵害やいじめなど、新たな課題も生じており適切な対応が求められています。

今後も「三木市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市民一人一人が尊重され、差別のない社会をつくりあげていく必要があります。

まず、学校における人権教育として、「教職員人権教育研修」や「同和教育伝承講座」の継続により、次世代の教職員の指導力、実践力の向上を図ることにより、児童生徒の人権意識を育みます。

また、住民学習会においては、若い世代や親子が参加できる住民学習を促進するとともに、これまでの「住民学習モデル事業」での取組など、創造的な住民学習の形態を取り入れ、より多くの住民の参加を促していきます。

さらに、インターネットなど、社会の変化による新たな人権課題にも対応するため、平成 28 年度に、人権課題に即した意識調査を行い、平成 30 年からの新たな「人権尊重のまちづくり基本

計画」を策定していきます。

## ○基本方針 2 地域に根ざした生涯学習の推進

### 施策 1 公民館を核とした生涯学習活動の推進

現代社会では、一人一人が自己を磨き高めるとともに、社会の一員としての自覚をもって、積極的に社会参画していく姿勢をもつことが期待されています。

三木市においては、公民館が生涯学習活動の拠点となり、地域の連帯意識の形成に資する重要な役割を果たしています。各公民館では、アンケート調査の実施などにより、地域や多様な世代のニーズに適した学習機会を提供し、地域課題の解決に向けた学習の振興を図ることにより地域リーダーを育成するとともに、小中学校や地域のボランティア・各種団体にも働きかけ、より多くの地域住民の参画による事業展開を図り、ひとづくり・まちづくりの拠点としての機能を充実します。

### 施策 2 多様な学びの機会の提供

高齢者大学・大学院では、学ぶことの意義・目的を周知するとともに、より充実した魅力ある講座を実施し、学習を通して得られた知識や技術・技能等を生かした地域参加や地域貢献を促します。

また、様々な分野の講師陣がそろっている「みっきい生涯学習講師団」の認知度を高め、利用を促進することで、個人や団体の学習機会を提供します。

さらに、図書館は、すべての市民の生涯学習を支援する場所であることから、市民が自ら考え、解決していく上で必要な資料を充実させるとともに、中央図書館を核とし、青山図書館、吉川図書館とのネットワークを充実します。

このように、市民それぞれのライフステージに応じて学べる機会を提供します。

### ○基本方針3 生きがいとうるおいを感じる文化の育成

私たちが日常生活の中で「生きがい・安らぎ・うるおい」を感じ、「誇れるわがまち文化」を育むため、これまで培われてきた歴史・産業、地域行事、自然・風土、芸術・文化、史跡・遺跡、文化財などの資源を活用していきます。

また、日常の生活に根ざした文化・芸術活動（美術、文芸、音楽、舞台芸術、伝統文化など）の更なる発展に努めることにより、一人一人のこころ豊かな生活と生きがいとうるおいを感じる文化の育成をめざします。

#### **施策1** 地域の文化資源を活かした文化の振興

地域に伝わる伝統行事や伝統文化、史跡や文化財など生活や産業に関わる歴史的な資産を保存、継承するとともに、歴史・美術の杜構想を推進する中で、市民の憩いの場を創出し、まちの活性化を図ります。

##### ① 歴史・美術の杜構想の推進

平成25年3月に国の文化財に指定された三木城跡及び付城跡群を歴史遺産として、後世に保存、継承していかなければなりません。

そこで、三木城跡及び付城跡群を市民の貴重な財産として保護するとともに、城下町も含めたエリアを、ひとつの大きな博物館（フィールドミュージアム）に見立て、歴史の継承、市民の憩いの場の創出、まちの活性化に取り組むことを通して、まちの魅力を全国に発信し、まちづくりを進めていきます。

さらに、「みき歴史資料館」を「歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設（まちの駅）として整備し、市街地の活性化など、まちの賑わいづくりを担っていきます。

「みき歴史資料館」は、三木の歴史を紹介する「時空（と

き)の拠点」、「歴史・美術の杜みゅーじあむ」の中核施設(まちの駅)として市内外の方々が気軽に訪れることができる「まちおこしの拠点」、そして、三木の歴史文化をアピールし、リピーターを拡大する「情報発信の拠点」として整備します。

## ② 伝統文化に触れ、親しむ機会の提供と支援

子どもたちが体験を通して、古くから伝わる地域文化や伝統文化に関心や理解を持つことにより、次世代に文化が継承されることを目的として、いけばな・茶道・箏曲(琴)・囲碁・書道の各教室など、「三木市伝統文化こども教室」を継続します。

また、文化団体と協力し、文化の継承と次世代を担う人材育成に継続して取り組んでいきます。

## **施策2** 学び高め合う市民文化の交流の推進

### ① 豊かな自己実現を図る文化・芸術活動の推進

文化・芸術活動を行う個人・団体の活動意欲を喚起するとともに、多様な文化・芸術に触れ、親しむ機会や文化・芸術活動に参加する機会を提供し、文化の向上に寄与する各種事業(さつき展覧会、菊花展覧会、みなぎの書道展、市民合唱祭、吹奏楽祭、学校園造形展、三木「第九」演奏会、みき演劇セミナー、三木市美術展覧会、三木市映画上映会)の開催や充実に取り組みます。

また、文化・芸術活動の推進や文化・芸術団体の育成、交流機会の充実に取り組みます。

### ② 文化・芸術に関する顕彰制度の創設

三木市の文化・芸術の振興と普及を図るため、三木市文化芸術賞表彰規則を制定し、顕著な成果をおさめられた方を表彰します。

### ③ 文化会館や美術館における多彩な文化・芸術事業の企画と

## 開催

文化会館は、市と連携しながら事業内容の企画立案を行うなど、市民参加型事業の三木「第九」演奏会や「みき演劇セミナー」を継続して実施し、文化・芸術の普及振興を図ります。

堀光美術館は、事業計画や運営について美術館協議会に諮りながら、地域の美術文化の拠点施設として、本市ゆかりの芸術家や市内で創作活動を行う芸術団体等の作品を特別展や企画展として開催しています。今後も、創作活動の支援や育成を図るとともに、市民に多彩な芸術を鑑賞する機会を提供し、芸術活動の推進と地域文化の振興を図ります。

文化会館や堀光美術館は、施設の機能を充実して文化・芸術に関する情報を収集し、分かりやすく発信するなど、子どもから高齢者まで、広く芸術に親しみ、多様な文化活動を促進するための環境の整備に取り組みます。

また、市民のニーズを踏まえた魅力ある企画を創出し、文化の拠点としての機能を維持するなど、文化に親しむ機会の提供や充実、活動支援等を進めます。

## ○基本方針4 生きがいを実感できる生涯スポーツの振興

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義があります。

スポーツ活動は、何よりもまず身近な場所で気軽に多様なスポーツが楽しめるということが重要です。多様で身近なスポーツ環境の整備は、「いつでも、だれでも、どこでも、いつまでも」スポーツを楽しむための基礎的な条件です。既存のゴルフ場、テニスコート、三木ホースランドパークなどに加え、生涯スポーツの一つの拠点施設としての「(仮称)総合体育館」を建設し、健康

づくりから競技レベルまで、まちづくりと一体となったスポーツ環境の整備を進めます。

### **施策1** 市民のスポーツライフに着目したスポーツ振興

人々が生涯にわたってスポーツに親しみ豊かな生活を実現できるよう、「する・観る・支える」というスポーツの楽しさを広げ、スポーツ文化を定着させます。市民のスポーツ活動の多様化により、様々なスポーツ事業についても、市民ニーズに対応し、常に現行の事業を見直しつつその内容を充実させます。

また、スポーツ活動をしている人々への対応とともに、一人でも多くの人々が気軽に参加できる多様なプログラムの充実を図ります。

#### ① 市民ニーズに応えるスポーツの展開

スポーツ活動への参加を促すスポーツ教室や地域での事業、子どもたちからスポーツに親しむ環境づくり、親子や多世代でスポーツに参加できる事業などを実施するとともに、市民が手軽に楽しめる「ラージボール卓球」などのニュースポーツの普及、振興を図ります。

また、高齢者や障がいのある人、あるいはその他のいろいろな条件によってスポーツをしていない人も気軽に体を動かすことができ、積極的にスポーツに親しみ社会参加ができるよう、市民スポーツの種目を広げていきます。

#### ② スポーツ大会の充実

日頃のスポーツ活動の発揮やより充実したスポーツライフの実現のためには、スポーツ大会やイベントの開催は重要です。

現在、多くのボランティアに支えられた「みっきいふれあいマラソン」は、三木市の最大級のイベントであり、三木総合防災公園を舞台に、市民性、競技性を柱とした市内外に誇るスポーツイベントとして定着しています。

「みっきいふれあいマラソン」に見られるように、スポーツ指導者やボランティアとして、スポーツを支えることは、「するスポーツ」や「観るスポーツ」の振興に寄与するだけでなく、スポーツの楽しみ方の一つとなっています。

今後も、このような「する・観る・支える」という三つの活動を満たすための多様な取組を進め、既存スポーツイベントの一層の充実を図ります。

ハイレベルなスポーツ競技に接することができる機会を提供するために、全国的な競技大会などを誘致します。

## **施策2** まちづくりに着目したスポーツ振興

青少年の健全育成や中高年の生きがいをづくり、地域交流など、スポーツによる様々な効果や魅力を踏まえ、スポーツ振興によるまちづくり（地域の活性化）を図ります。

スポーツクラブ21は、子どもたちにとっては、競技力の向上を図るジュニアスポーツへの入口であるとともに、年齢に応じて楽しむスポーツ、健康の維持・増進を図るスポーツなど、目的に合わせながらスポーツを通じた仲間づくりや多世代間の交流が可能なスポーツフィールドです。このスポーツフィールドの魅力を増し、自立した組織へと発展させ、心身ともに健全な人づくりと地域コミュニティの形成を推進し、地域の活性化に繋がります。

### ① スポーツクラブの自立支援

スポーツクラブ21の位置付けや運営主体については、各地域のコミュニティ活動の実態に即した形がとれるよう柔軟に対応するとともに、各スポーツクラブが日頃の活動状況や地域独自の取組などを広くPRできるように支援します。

また、あらゆる機会を捉えた会員募集と会員確保の取組、会費による自立したクラブ運営やクラブ間の交流事業などを支援し、各スポーツクラブの事業の推進を図ることにより、

スポーツを通じた地域づくりや市民の健康・体力づくり、競技者の育成などの重要な役割を担う「総合型地域スポーツクラブ」として発展するよう、一層の自立支援を行います。

### **施策3** 三木市らしさに着目したスポーツ振興

西日本一のゴルフ場数や世界レベルのテニス大会を開催できるビーンズドームなど、貴重なスポーツ資源を活用し、「ゴルフ」「テニス」の振興や「馬術競技」のできる三木ホースランドパークの活用など、三木市の特色を活かしたスポーツ文化を広く市内外にアピールし、人々の交流の輪を広げるとともに、市民の健康増進と青少年の健全育成に努め、「ゴルフのまち」「テニスのまち」をPRして地域の活性化を図ります。

#### ① ゴルフの振興

三木市では、平成18年9月に「三木市ゴルフ協会」が設立され、会員数は平成27年12月現在で1,000人を超えています。現在は、2か月に1度「市民ゴルフ大会」を開催し、ゴルフの普及・発展とともに、市民の健康と交流づくりに寄与しています。

また、「三木市ゴルフ協会」のもうひとつの重要な設立目的として、青少年の健全育成を掲げています。その足がかりとして、ジュニアゴルフの入門用にスナッグゴルフを導入し、指導者講習会、親子（ペア）体験講習会、親子（ペア）大会を平成19年度から実施してきました。平成21年度には、基礎からの確実な技術習得を目指して、練習を積み重ね、試合へ出場ができるジュニアを育成するとともに、公正、公平の理念を自覚し、フェアプレーに徹したスポーツマンシップを有した一人前のゴルファーとして成長できるようサポートするため、ジュニア会員の募集を開始し、「みつきいジュニアゴルフ塾」を開催してきました。

今後は、女子プロトーナメントの開催をはじめとする「三木市PR事業」、スタンプラリー方式によるゴルフ客の増加、地域の活性化を目的とした「ゴルフ場の利用促進による地域活性化事業」、青少年のゴルフ体験を柱とした「ジュニア育成事業」を力強く推進し、地域の活性化とゴルフの振興を図ります。

## ② テニスの振興

三木市には、三木総合防災公園内のビーンズドームや、ソフトテニス競技では日本最高峰とも言える「天皇賜杯・皇后賜杯全日本ソフトテニス選手権大会」が開催された吉川総合公園があります。このような市内の貴重なスポーツ資源を活用して、レベルに合わせた「ジュニアテニス定期講習会」や「ジュニアテニス大会」の開催、トッププレイヤーの試合観戦など、ジュニア育成事業を中心にテニスの振興を図ります。

## ③ 三木ホースランドパークの活用

また、三木ホースランドパークには馬術競技に関する施設だけではなく、自然を体験できる施設があり、自然観察、ウォーキング、史跡ハイキング、キャンプなどの野外活動やターゲット・バードゴルフなどのニュースポーツにも幅広く利用できます。子どもと馬がふれあう事業や自然に親しみながら家族や仲間同士で気軽にスポーツに親しむことができるよう、この施設を活用した野外活動の普及・奨励に努めます。

## おわりに

今、三木市は、少子化や人口流出により人口減少が続いています。

そのような中、暮らしの質を低下させず、今住んでいるすべての市民の皆さまや、これから生まれてくる子どもたちが豊かにくらするまち、いつまでも住み続けたいまちをつくるため、今まさに三木の創生に着手しています。

まちづくりの原点はひとつづくりです。教育の原点もまさしくひとつづくりであり、教育の充実は、創生計画の中の大きな柱の一本です。

この大綱と創生計画が両輪となりひとつづくりを進めることで、教育が充実した豊かな三木のまちを創生できるものと確信しています。

今後、この大綱の理念である「ふるさと三木を誇りとし、自立心あふれる人材の育成」を着実に実現するため、具体的施策を実行するためのアクションプランにつなげていきます。

そして、未来を担う子どもたちが三木のまちで学び育っていくための最善の環境を整えることにより、ふるさと三木で住み続けたい、進学や就職でふるさとを離れても、再び三木に帰ってきたいと思えるまち、さらに、多くの人々に「教育」で選ばれるまちにするため、市民の皆様と手を携えながら取り組んでまいります。

最後に、大綱の策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました意見聴取者や市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。



# 資料集

## 目次

### 第1編 三木市総合教育会議

- 1 運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
- 2 会議の構成員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 3 意見聴取者名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 4 開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
- 5 会議での主な意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71

### 第2編 関係法令

- 1 教育基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)・・・・・・ 80
- 3 改正地教行法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- 4 改正地教行法パンフレット・・・・・・・・・・・・・・ 83
- 5 三木市教育大綱と三木市教育振興基本計画  
の関係と大綱策定の意義・・・・・・・・・・・・・・ 84

### 第3編 データ集

- 1 三木市の現状と将来予測・・・・・・・・・・・・・・ 85
- 2 社会動態と合計特殊出生率・・・・・・・・・・・・・・ 86
- 3 総人口と年齢区分別人口・・・・・・・・・・・・・・ 87
- 4 学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88
- 5 就学前教育・保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 6 家庭と地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
- 7 人権学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101
- 8 生涯学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
- 9 文化の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
- 10 スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108

# 第1編 三木市総合教育会議

## 1 運営要綱

### 三木市総合教育会議運営要綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定により、三木市総合教育会議運営要綱を次のように定める。

（趣旨）

第1条 三木市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議し、及び調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、会議を開催する7日前までに当該通知に係る事項を市役所情報公開コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、緊急を要するとき、又はこれらの事項を公表することにより個人を特定することになるなど非公開とすべき情報を公開することとなるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、第1項の規定による通知に係る事項を変更した場合（会議を中止した場合を含む。）について準用する。

（議事進行）

第3条 会議の議事進行は、企画管理部長が行う。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開と

する場合は、あらかじめ、その旨を公表するものとする。この場合においては、第2条第2項の規定を準用する。

2 前項の規定は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議を非公開とする場合は、適用しない。

(会議の傍聴等)

第5条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度、市長が定める。

2 傍聴人は、先着順により決定する。

3 傍聴人は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 会議場において発言をしないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

(6) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(7) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。  
ただし、市長が特別の理由により承認した行為は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

4 傍聴人は、会議の中途において生じた事態により、緊急に会議が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

5 市長は、傍聴人が前2項の規定に違反するときは、これを退場させることができる。

(議事録)

第6条 市長は、法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議及び調整に係る事項並びにこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを市役所情報公開コーナーに備え置くとともに、市ホームページに掲載して公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分については、この限りでない。

（事務局）

第7条 会議の事務局は、企画管理部調整課に置く。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に際し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

## 2 会議の構成員名簿

職 名	氏 名
三木市長	藪本 吉秀
教育委員長	里見 俊實
教育委員長職務代行者	水島 慶子
教育委員	稲見 秀穂 (平成 27 年 9 月 31 日まで)
教育委員	井口 徹
教育委員	石井 ひろ美 (平成 28 年 1 月 1 日から)
教育長	松本 明紀

## 3 意見聴取者名簿 (敬称略)

分野	役 職	氏 名
学 校 教 育	校長会代表 三樹小学校校長	藤原 大輔
〃	〃 三木中学校校長	土肥 勝彦
〃	教職員代表 緑が丘小学校	山口 正明
〃	〃 緑が丘中学校	今西 宣幸
家 庭 教 育	みきっ子未来応援協議会 公募委員	石井ひろ美
家 庭 教 育	みきっ子未来応援協議会 公募委員	藤井 泰子
グローバル人材育成	関西国際大学 大学間連携共同教育推進室教授	北岡 孝統
文 化 振 興	兵庫県教育委員会事務局 参事兼文化財課長	村上 裕道
ス ポ ー ツ 振 興	関西国際大学 人間科学部教授	佐藤 由夫

#### 4 開催経過

年月日	内 容
平成27年 4月24日	1 三木市総合教育会議の運営について 2 (仮称) 三木市教育大綱の策定について
8月 5日	1 三木市教育大綱の理念(案)について 2 学力向上に向けた取組について 3 学校の適正規模・適正配置について (意見聴取者：学校長代表、教職員代表各2名)
11月 5日	家庭教育の充実について (意見聴取者：保護者代表2名)
11月13日	グローバル人材を育成する教育の推進について (意見聴取者：学識経験者1名)
11月27日	1 文化の振興について 2 スポーツの振興について (意見聴取者：学識経験者2名)
12月25日	三木市教育大綱(素案)について(検討)
平成28年 2月10日 から 3月10日	三木市教育大綱(案)パブリックコメント

## 5 会議での主な意見

三木市総合教育会議において、学校教育、家庭教育、グローバル人材育成、文化・スポーツ振興の各分野について、意見聴取者からお聞きした意見を参考にこの大綱を策定しました。

その主な意見は次のとおりです。

### (1) 学力向上に向けた取組について（第2回）

- 全国学力・学習状況調査の市の平均正答率の公表は、結果分析と今後の取組がセットになったものであれば有意義になる。
- 市の平均正答率の公表は、保護者や地域のニーズがある場合、説明責任という観点からも、公表することも有り得る。
- 市の平均正答率の公表は、目的をはっきり示す必要がある。そうでないと、保護者は数値だけで評価してしまい不安を与える。
- 学校ごとの平均正答率の公表は、メリットに対してデメリットが非常に多い。
- 学力向上には色々な要素がある。授業改善、家庭や地域との連携、そして食べ物など、色々な側面が相まって学力向上につながっている。色々な角度から学力向上に向けた研究を推進していくべき。

### (2) 学校の適正規模・適正配置について（第2回）

- 学校というのは、その地域のシンボルであり、地域の方々の心のふるさとであるため、単純に小さいから統廃合することは難しい。十分に時間をかけて議論してほしい。
- 学校の統廃合については、きちんとした教育環境を確保するため、地域、保護者の意見や子どもの実態を見ながら考えることが大切である。
- 教育環境ということ考えると、極端に少ない、小さい学校というのはどうかと思う。できれば子どもたちが、バスケットやサッカーの試合ができる、合唱ができる等、その程度の規模である方が望ましい。

- 統廃合であるとか、小中一貫であるとか、色々な形態の中で学校教育の目標を達成していけるような形態を選んでいくべきだ。

### (3) 家庭教育の充実について（第3回）

- 家庭は、子どもの教育に関し最も大切な役割を果たしているということを理解しないとイケない。
- 行政は、家庭教育に主導的に関わるのではなく、人の目の垣根隊やボランティアなどの地域の力と家庭を結ぶ情報提供など、補完的役割が良い。
- 保護者が学校行事に参加しやすくすることが必要である。  
(参観日の土日開催など)
- 行政は、子育ての相談窓口の一元化や情報入手がしやすい体制を整備して欲しい。

### (4) グローバル人材を育成する教育の推進について（第4回）

- 英語のコミュニケーション能力の向上には、スピーチコンテストやスキットコンテスト（英語寸劇）など、アクティブな手法が良い。
- 英語検定の活用は勧めたらよいが、その結果のみで優劣を判断することのないよう、人それぞれ与えられた能力が違うことをよく理解し、個人の成長の尺度と考えることが大切である。
- 「みんな同じ人間なのだ」といった基本を理解することが異文化体験の原点であり、そういう意味では食べ物というのは異文化体験理解には身近な教材である。

### (5) 文化の振興について（第5回）

- 三木城跡周辺には文化財が集積しており、空間、物語、人材をつなぐ必要がある。歴史資料館は、そのための調査、企画、立案機能を備える必要がある。
- 子どもたちの教育については、小学校の時には最低限何を知っておいてもらいたいのか、中学校の時には自分が住んでいる地域とはどのような所なのかを自覚してもらい、高校の時には地

域に参画していろいろな活動を行ってもらうなど、一つの流れのイメージを持つことが大切である。

**(6) スポーツの振興について（第5回）**

- 全ての方に対してどのようにスポーツの機会を提供するのか、それを何らかの形で定めたうえで三木らしい特色を打ち出していくと、誰もが受け入れやすい戦略になるのではないか。
- 三木市の特色あるスポーツ振興については、ゴルフ、テニスに加え、三木ホースランドパーク（馬）を活用してはどうか。

## 第2編 関係法令

### 1 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日)

(法律第百二十号)

教育基本法をここに公布する。

教育基本法

教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 教育の目的及び理念(第一条—第四条)

第二章 教育の実施に関する基本(第五条—第十五条)

第三章 教育行政(第十六条・第十七条)

第四章 法令の制定(第十八条)

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

## 第二章 教育の実施に関する基本 (義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

### (学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

### (大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成

果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

### 第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

#### 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

## 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

### 第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのつとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲

げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 地方公共団体の長
- 二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

### 3 改正地教行法の概要

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律の概要

### 趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

### 概 要

#### 1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）  
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

#### 2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

#### 3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

#### 4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
- 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

### 施 行 期 日

平成27年4月1日

（出典：文部科学省資料）

# 4 改正地教行法パンフレット

## 教育委員会制度、こう変わる



**これまでの教育委員会の課題**

- 教育委員と教育長のどちらが責任者がわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

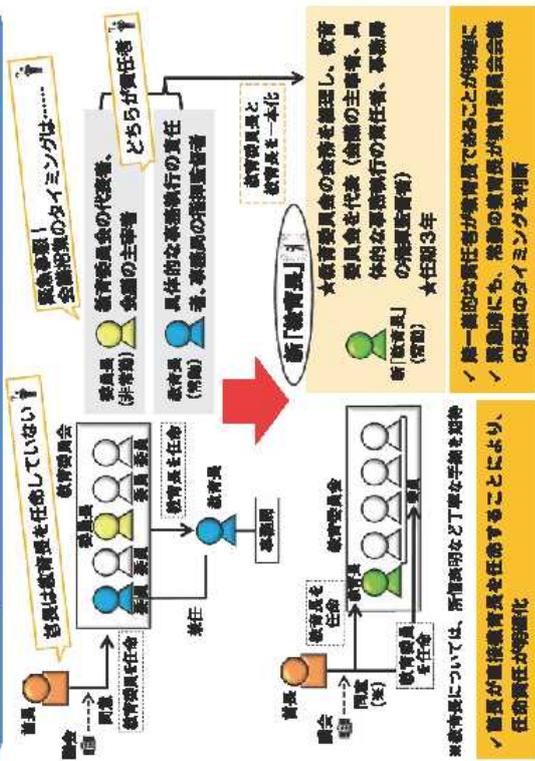
**教育委員会の改革**

教育行政における責任体制の明確化

- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な起請審理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

**教育委員会の審議の活性化**

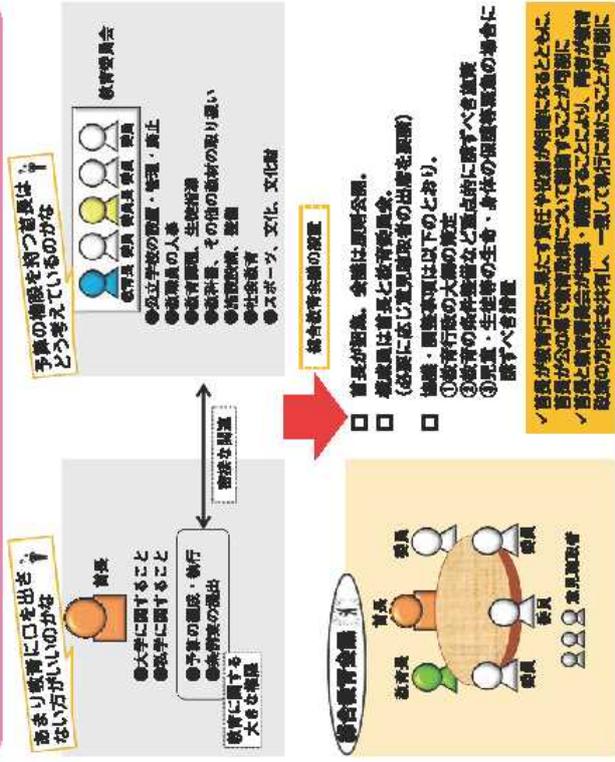
### POINT① 教育委員と教育長を一本化した新「教育長」の設置



**POINT② 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化**

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の記録の公表
- 教育委員によるチェック機能の強化のため
  - ・教育委員の定数1/3以上からの会議の出席の請求
  - ・教育委員会議録で定めるところにより、教育委員が委任された事項の整理・執行状況を報告する義務について規定
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること
- ✓ 教育委員会の審議の活性化

### POINT③ すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

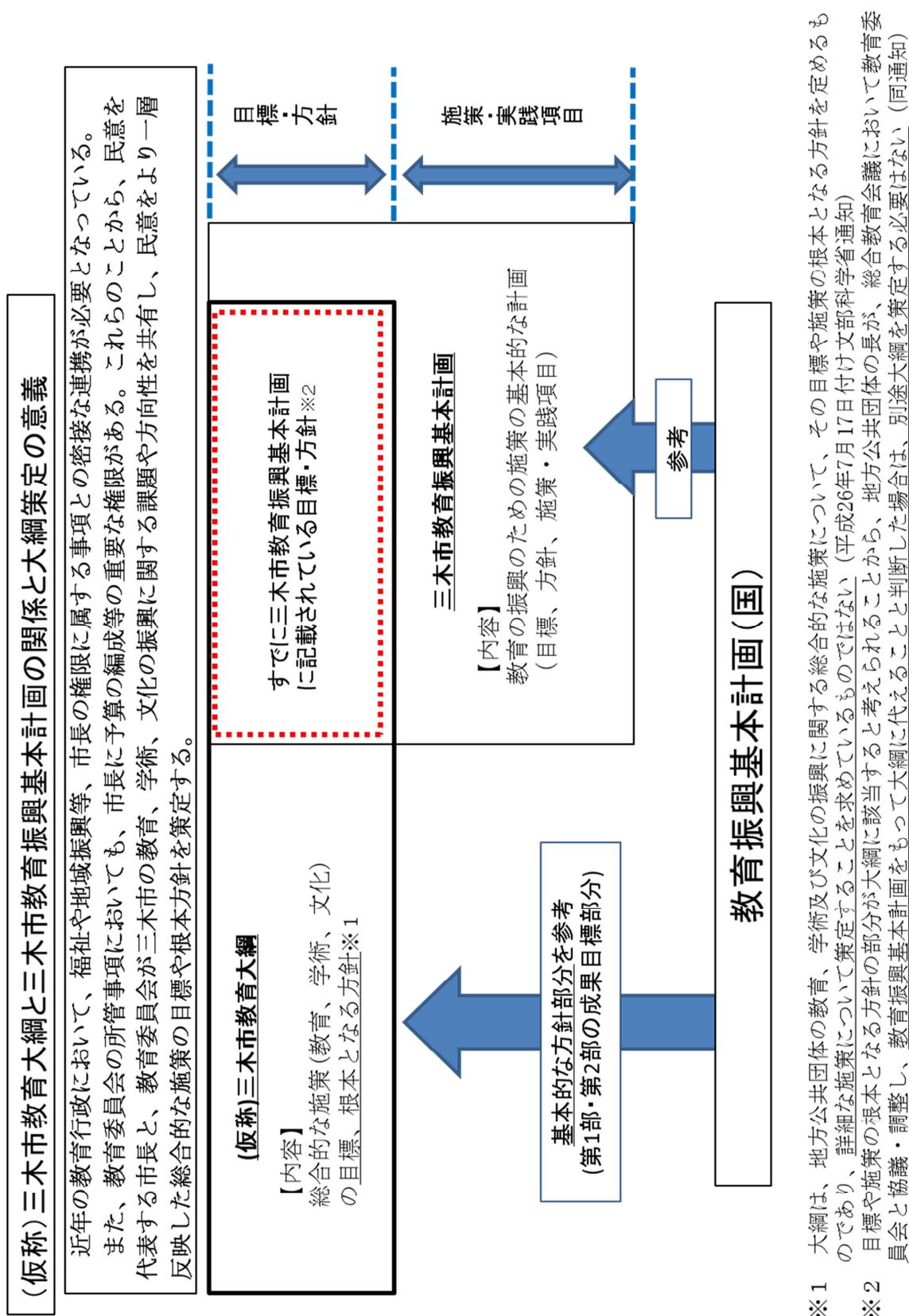


**POINT④ 教育に関する「大綱」を首長が策定**

- 大綱とは、教育の目標や領域の基本的な方針、教育基本法第17条に規定する法的な方針を参照して定める
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定、首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事業を執行
- ✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

(出典：文部科学省資料)

## 5 三木市教育大綱と三木市教育振興基本計画の関係と大綱策定の意義



(出典：第1回三木市総合教育会議資料)

# 第3編 データ集

## 1 三木市の現状と将来予測

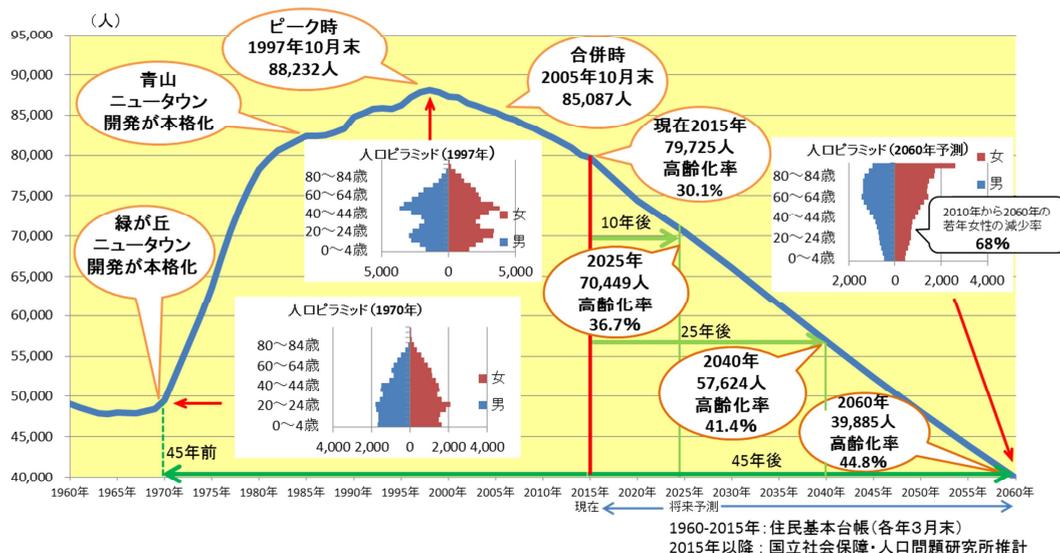
### (1) 一目でわかる三木市～10のランキングから見て～

医療・介護、出産・子育て、住環境においては兵庫県内において上位に位置しているものの、一人当たりの所得や市内総生産額などの経済面においては、県内中位に位置。  
一方、人口減少率においては県内ワースト3位となっており最大の課題となっています。  
(注) 各ランキングの母数は、有効回答のあったものによる

<p><b>1</b></p> <p>医療介護ランキング ・全国32位/767市区・県内1位/28市</p> <p>日経グローバル「全都市住み良さランキング」2014年 ※対象は市と東京23区</p>	<p><b>6</b></p> <p>一人あたりの公園数ランキング ・全国126位/782市・県内7位/29市</p> <p>総務省「統計でみる市区町村のすがた」2014年</p>
<p><b>2</b></p> <p>出産・子育てしやすい街ランキング ・関西7位/111市・県内2位/29市</p> <p>週刊東洋経済「出産・子育てしやすいまちランキング」2013年</p>	<p><b>7</b></p> <p>一人あたりの所得ランキング ・全国317位/789市・県内14位/29市</p> <p>総務省「統計でみる市区町村のすがた」2014年</p>
<p><b>3</b></p> <p>持ち家率ランキング ・全国76位/764市・県内3位/29市</p> <p>総務省「統計でみる市区町村のすがた」2014年</p>	<p><b>8</b></p> <p>一人あたりの市内総生産額ランキング ・県内14位/29市 (兵庫県は31位/47都道府県)</p> <p>兵庫県「市町村長経済計算」2011年</p>
<p><b>4</b></p> <p>観光入込客数ランキング ・県内6位/29市 (兵庫県は5位/47都道府県)</p> <p>観光庁「全国観光入込客統計」・兵庫県「観光客動態調査」2013年</p>	<p><b>9</b></p> <p>地価ランキング ・全国454位/790市・県内20位/29市</p> <p>H P「土地代データ」2014年</p>
<p><b>5</b></p> <p>住み良さランキング ・全国95位/791市区・関西19位/111市 ・県内7位/29市</p> <p>東洋経済「全都市住み良さランキング」2014年 ※対象は市と東京23区</p>	<p><b>10</b></p> <p>若年女性(20～39歳)人口減少率 ランキング(2010年～2040年) ・全国126位/917市区・県内3位/37市区</p> <p>社人研推計 ※政令市の区を1でカウント</p>

### (2) 人口の現状と将来予測

三木市の人口は、1970年(昭和45年)頃から緑が丘などのニュータウン開発によって急激に増加。しかしながら、若者の市外流出や出生数の低下などにより1997年(平成9年)10月末の人口88,232人をピークに減少の一途をたどっています。現状のまま推移した場合、45年後の2060年には、高齢化率が約45%、人口約40,000人と予測されます。

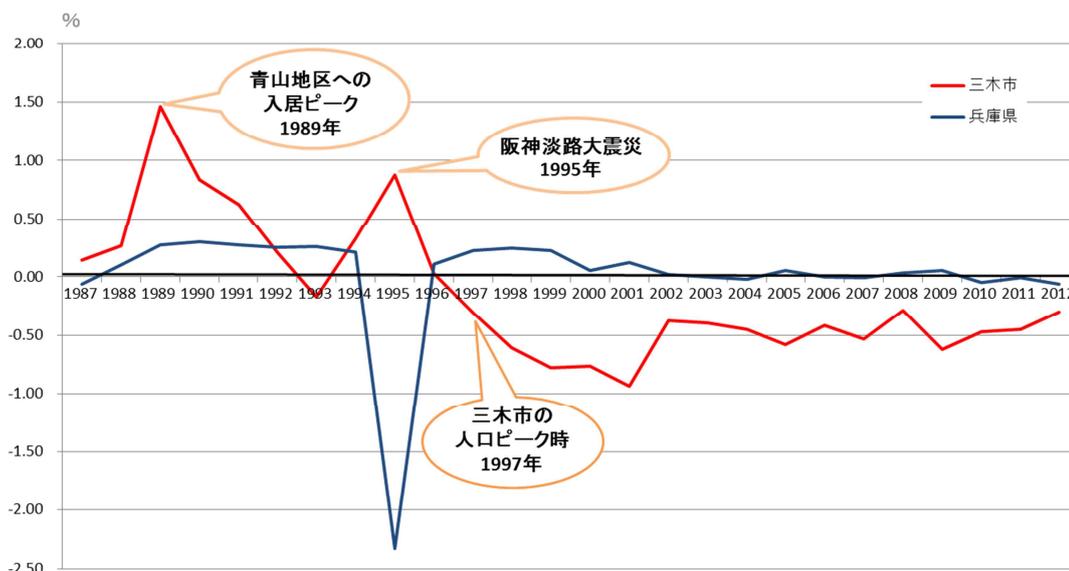


(出典: 第1回三木市地方創生会議資料)

## 2 社会動態と合計特殊出生率

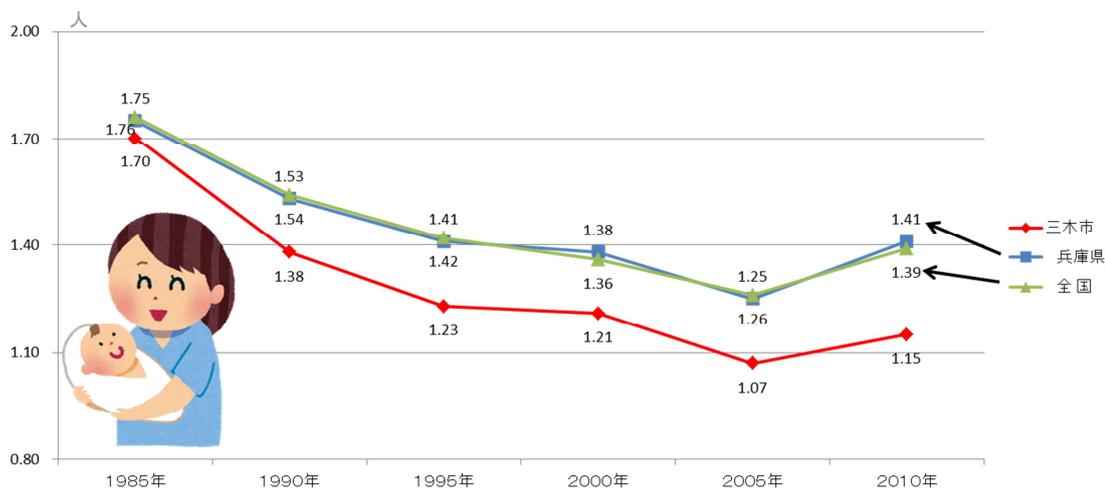
### (1) 三木市における社会増減率の推移

三木市では、1995年の阪神淡路大震災での一時的な転入超過以降、常に転出超過が続いています。一方、県全体では、阪神淡路大震災時に急激な転出超過があったものの、2002年までは転入が超過しており、その後の社会増減は安定しています。



### (2) 合計特殊出生率の推移

三木市の合計特殊出生率は、全国や兵庫県の出生率と同程度でしたが、その後1985年頃に差が広がり始め、2005年には県内最下位となりました。2010年には、出生率は回復していますが、全国や県との差は広がり、県内最下位の状況になっています。



兵庫県内での順位 (29市中)

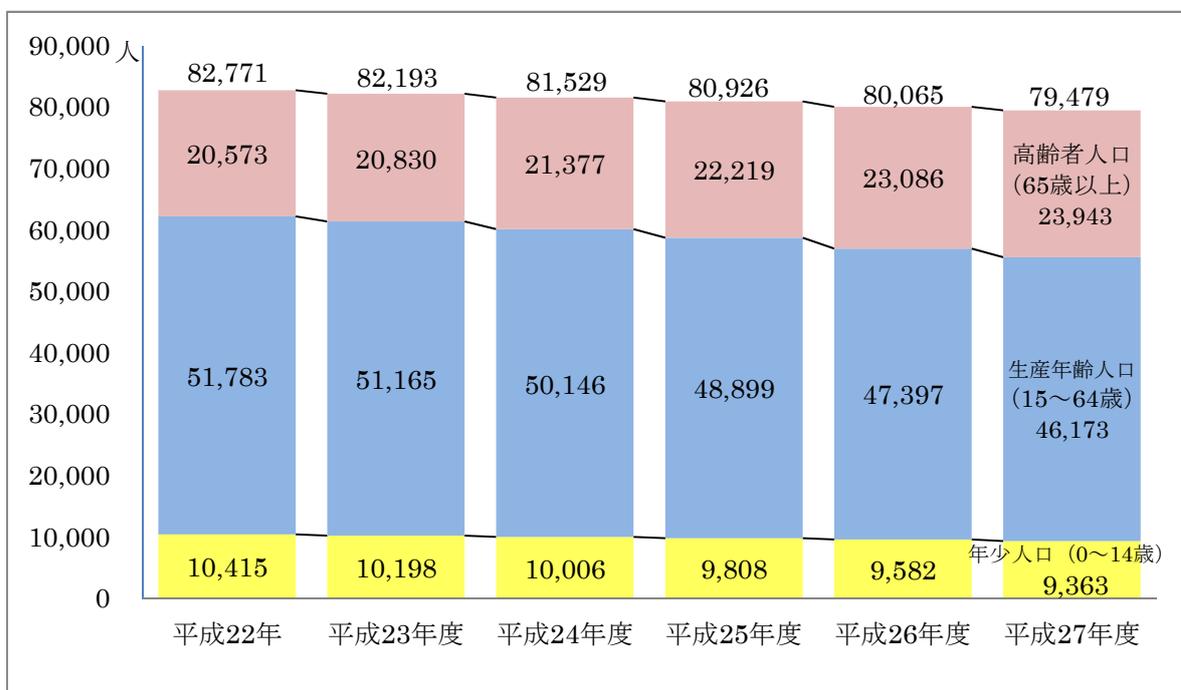
	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
三木市	23	25	27	28	29	29

※順位は市町村合併を考慮したもの

(出典：第1回三木市地方創生会議資料)

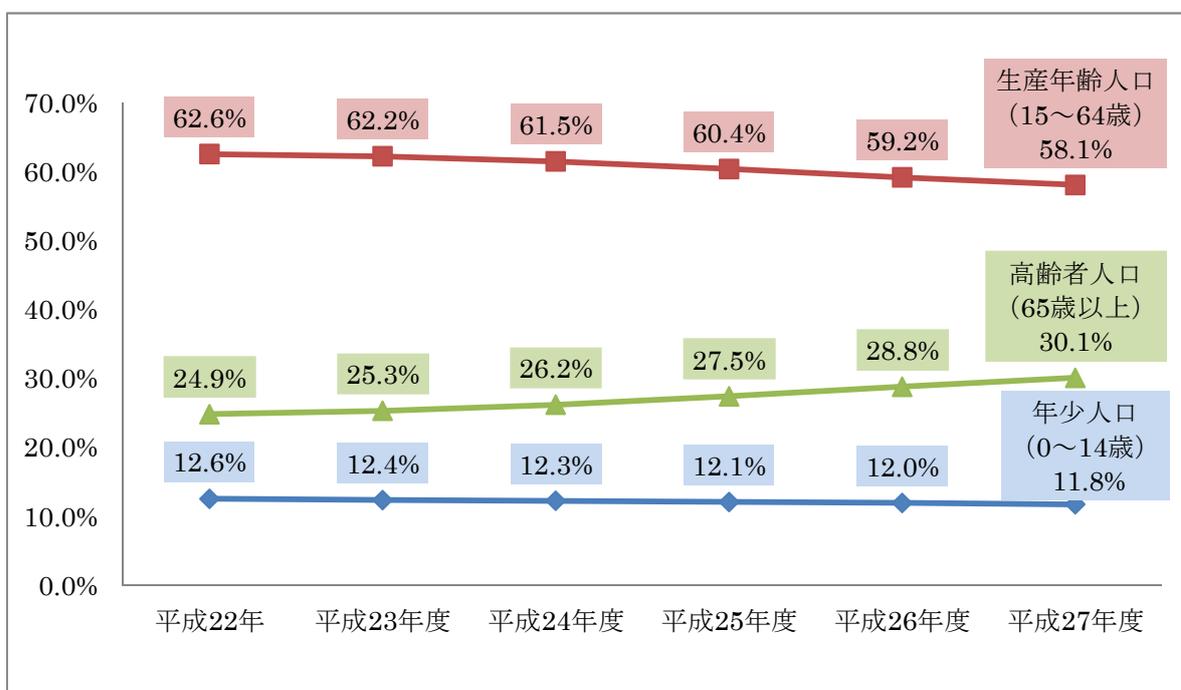
### 3 総人口と年齢区分別人口

#### (1) 総人口と年齢区分別人口の推移



資料：三木市住民基本台帳 ※各年4月1日現在（外国人を含む）

#### (2) 年齢区分別人口比の推移



資料：三木市住民基本台帳 ※各年4月1日現在（外国人を含む）

## 4 学校教育

### (1) 三木市の学校・園等の状況

#### ① 幼稚園の状況

単位：人（5月1日現在）

区分 年次	園数 (園)	組数 (組)	園児数						
			総数	3歳		4歳		5歳	
				男	女	男	女	男	女
市立									
平成22年度	13	24	495	-	-	110	103	133	149
23	13	23	449	-	-	94	113	122	120
24	12	21	448	-	-	100	110	111	127
25	10	22	445	-	-	93	108	118	126
26	10	19	381	-	-	84	74	107	116
私立									
平成22年度	1	7	151	25	18	29	22	30	27
23	1	7	162	29	20	33	26	30	24
24	1	7	156	14	31	28	26	33	24
25	1	7	145	20	19	18	33	28	27
26	1	7	131	15	18	23	24	17	34

資料：三木市教育委員会学校教育課

#### ② 小学校の状況

単位：人（5月1日現在）

区分 年次	学校数 (校)	学級数 (学級)	児童数												
			総数	1年		2年		3年		4年		5年		6年	
				男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平成22年度	16	194	4,365	364	321	338	346	367	345	384	346	388	366	380	420
23	16	191	4,220	353	316	369	317	341	345	366	339	382	346	382	364
24	16	191	4,102	324	300	355	313	366	320	340	347	364	342	383	348
25	16	192	4,034	346	315	323	299	356	318	367	315	340	342	363	350
26	16	192	3,918	301	303	342	319	321	298	355	319	363	317	341	339

資料：三木市教育委員会学校教育課

#### ③ 中学校の状況

単位：人（5月1日現在）

区分 年次	学校数 (校)	学級数 (学級)	生徒数									
			総数	1年			2年			3年		
				計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成22年度	8	76	2,289	760	423	337	771	372	399	758	356	402
23	8	74	2,284	754	354	400	760	425	335	770	369	401
24	8	75	2,229	717	365	352	756	353	403	756	424	332
25	8	73	2,157	697	364	333	711	364	347	749	352	397
26	8	76	2,090	68	345	340	695	363	332	710	364	346

資料：三木市教育委員会学校教育課

④ 特別支援学校の状況

単位：人（5月1日現在）

区分 年次	学級数 (学級)	児 童 数												生 徒 数							
		総数	1年		2年		3年		4年		5年		6年		総数	1年		2年		3年	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		男	女	男	女		
平成23年度	7	6	1	-	-	-	1	-	-	1	2	-	1	-	12	2	1	3	-	6	-
24	7	7	-	2	1	-	-	-	1	-	-	1	2	-	10	4	1	1	1	3	-
25	8	7	-	-	-	2	2	-	1	-	1	-	-	1	14	7	-	4	1	1	1
26	7	6	-	-	-	-	-	2	2	-	1	-	1	-	16	2	1	7	-	5	1

資料：三木市教育委員会学校教育課

⑤ 教員及び学校職員研修研究会開催状況

単位：回

区分 年度	総数	新任教員	副園長 主任	学校経営・ 教育法規	学校事務	人権教育	特別支援学級 (平成19年度から)	教 科 教科外	幼稚園 総 数	領域別				その他
										領域別	中堅	新任	その他	
平成21年度	397	3	8	3	32	33	10	308	22	20	-	-	2	83
22	377	3	8	3	26	34	10	293	19	16	-	2	1	89
23	393	3	8	3	27	34	10	308	18	17	-	-	1	92
24	413	3	8	3	30	31	10	328	22	20	-	-	2	83
25	387	3	8	3	30	28	9	306	19	16	-	2	1	79

資料：三木市教育委員会学校教育課

⑥ 教育センター研修開催状況

単位：回

区分 年度	専門研修講座（教職員対象）					市 民 講 座		
	総 数	人間力UP教育 コース	授業力UP教育 コース	個を生かす 教育コース	情報メディア 教育コース	課題追求 コース	教育講座	機器利用講座
平成21年度	50	4	6	2	37	1	3	18
22	41	5	6	3	26	1	1	19
23	56	7	6	4	38	1	1	10
24	69	7	6	6	49	1	2	10
25	61	7	7	10	36	1	2	10

資料：三木市立教育センター

## (2) 平成27年度全国学力・学習状況調査結果

平成27年10月27日記者発表資料

### 平成27年度全国学力・学習状況調査の結果について

#### 1 調査の概要

##### (1) 調査の目的

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

##### (2) 本市の実施校数等

・小学校6年生：16校（658人） ・中学校3年生：8校（662人）

##### (3) 調査内容

###### ① 教科に関する調査（国語、算数・数学、理科）

ア 主として「知識」に関する問題（A問題）

イ 主として「活用」に関する問題（B問題）

※理科については、「知識」に関する問題と「活用」に関する問題を一体的に問う。

###### ② 生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査

ア 児童生徒に対する質問紙

イ 学校に対する質問紙

#### 2 本市の状況

##### (1) 教科に関する調査の状況

※別添資料1参照

① 文部科学省基準においては、±5ポイント以内を同程度とするとしていることから、小学校、中学校とも全国と同程度と言えるが、より細かくみると、小学校では全国に比べやや下回り、中学校ではやや上回っている。

② 全国と同様、「知識」に関する問題（A問題）に比べ、「活用」に関する問題（B問題）の平均正答率が低い。

③ 平成25年度からの3年間の経年比較でみると、対象となる児童生徒は違うものの、小学校においては、26年度は算数において改善傾向が見られたが、27年度は全体的に全国との差が広がり悪くなっている。中学校においても、全国を上回っているものの、数学において全国との差が縮まり悪くなっている。

##### 【平均正答率の状況】

	教科		平成27年度			平成26年度 (全国比較)	平成25年度 (全国比較)
			本市	全国	比較		
小学校	国語	知識	66.3	70.0	-3.7	-1.8	-1.2
		活用	62.1	65.4	-3.3	-3.2	-3.1
	算数	知識	72.0	75.2	-3.2	-1.0	-2.5
		活用	43.4	45.0	-1.6	-1.4	-3.2
	理科		57.5	60.8	-3.3		
中学校	国語	知識	77.6	75.8	+1.8	+0.7	+1.8
		活用	66.9	65.8	+1.1	+1.0	+1.0
	数学	知識	67.0	64.4	+2.6	+4.3	+3.9
		活用	41.6	41.6	±0.0	+2.6	+3.2
	理科		54.4	53.0	+1.4		

### 【平均正答率の全国平均との比較による学校数】

	小学校(16校)					中学校(8校)				
	下回る	やや下回る	同程度	やや上回る	上回る	下回る	やや下回る	同程度	やや上回る	上回る
国語A	5	5	1	2	3	0	2	1	5	0
国語B	4	5	3	1	3	1	1	3	3	0
算数・数学A	5	4	3	2	2	0	2	0	4	2
算数・数学B	4	4	3	2	3	2	2	2	2	0
理科	5	4	2	3	2	0	2	3	2	1

※上回る・・・5ポイントを超えて上回る      やや上回る・・・1ポイントを超えて5ポイント以内上回る  
 同程度・・・±1ポイント以内      やや下回る・・・1ポイントを超えて5ポイント以下下回る  
 下回る・・・5ポイントを超えて下回る

#### (2) 学校の指導の状況

※別添資料2参照

- ① 授業における ICT の活用などを中心に授業改善を行っているが、小学校、中学校とも補充学習の実施率は全国と比較して低い傾向にある。
- ② 授業研究会の実施や小学校と中学校の連携については、全国と比較して高い傾向にある。

#### (3) 児童生徒の学習習慣や生活習慣等に関する意識の状況

※別添資料3参照

- ① 学習習慣については、予習・復習を含め学校外で学習する時間が全国と比較し、少ない傾向がある。一方、読書好きな子どもが多い。
- ② 規範意識等については、肯定的な回答が高い傾向にある。小学校では全国との比較でもやや高い項目が多い。
- ③ 生活習慣については、全国と比較して地域行事によく参加しているが、テレビゲームをしたり携帯電話・スマートフォン等を使ったりする時間が長い傾向にある。

#### (4) 学習習慣や生活習慣と学力の相関関係

※別添資料4、5、6参照

- ① 家で授業の復習をするなど学校以外で勉強する習慣が身につけている児童生徒ほど平均正答率が高い。
- ② 朝食をしっかり食べる、長時間テレビゲーム等をしないなど、生活習慣が身につけている児童生徒ほど平均正答率が高い。
- ③ 学習習慣や生活習慣と学力の相関関係を分析すると、中学校に比較して小学校の方が相関関係が高い。

### 3 考察

- ① 本市の児童生徒は全国と比較して、学校外で学習する時間が少なく、テレビゲーム等をする時間が長い傾向にある。学習習慣や生活習慣と学力の関係は、中学校に比較して小学校の方が相関が高いことから、学校外で学習する時間が少なくテレビゲーム等をする時間が長い傾向にあることが、小学校の学力において、全国に比較してやや下回っている原因であると推測できる。
- ② 小学校においては、授業改善に関わる研修回数等は全国に比べ高い。しかし、取組が学力向上につながっていない要因として、定着度の把握等が弱いため、低学年・中学年の学習内容の定着が不十分のままとなっていることが考えられる。
- ③ 中学校においては、小学校で培われた学習意欲や自己肯定感等を基盤とするなかで、学習内容の定着に力点を置いた指導により学力が伸びていると推測できる。

#### 4 今後の対応

学力は、知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものを言う。このため、本調査により測定できるのは学力の一部であり、学校における教育活動の一側面であると言える。

しかしながら、本調査で測定できる学力は重要な要素であるとともに、学校、家庭が学力及びその向上について共通の基盤のもとに取り組む必要があることから、次の3点を視野におき公表するものである。

- ① 学校と家庭が共通理解のもと、学習習慣等の改善や教科指導の充実の必要性を認識し対応すること
- ② 教師の資質・指導力の向上をいっそう図ること
- ③ 学力を向上させ、児童生徒の将来の成長や進路の選択を拡大すること

今後は、教育委員会と学校が総力を挙げて以下のとおり学力向上に取り組むものである。

課 題	課題解決の方向性
・学習習慣及び生活習慣の定着 <b>【小・中学校】</b>	<b>【現状】</b> ・望ましい学習習慣や生活習慣の定着が十分でない。 <b>【具体的方策】</b> ・年内に、家庭向けリーフレットを作成し、年度末までに学級懇談会などで周知を図り、家庭と連携した取組を進める。(リーフレットの内容) ・家庭での予習・復習の大切さ ・ゲームやネットをする際のルールづくりの必要性 ・家庭での学習時間の目安 ・生活習慣や学習習慣と学力の関係 等
・指導方法の工夫改善 <b>【小・中学校】</b>	<b>【現状】</b> ・小学校では低・中学年での学習内容が十分に身につけていない部分があり、中学校においても小学校の学習内容が十分身につけていない部分がある。 <b>【具体的方策】</b> ・当該学年での学習内容の定着はもとより、理解できにくい学習内容を学年が上がっても繰り返し指導する。 ・12月中に、本市において課題のある学習内容を重点的に指導できる資料を作成する。 ・8つの中学校区を単位として、小・中学校を順次推進校に指定し、学力向上に係る実践的な研究を行う「三木市学力向上サポート事業」を継続して実施する。 ・漢字や計算などの基礎基本を習得させる指導方法を学ぶ研修会等を実施し、授業改善を行う。
・補充学習の充実 <b>【小・中学校】</b>	<b>【現状】</b> ・放課後等に実施する学習サポートなどの実施率が全国と比較して低い傾向がある。 <b>【具体的方策】</b> ・放課後に、地域指導者や学生等を講師として、児童生徒個々の進度に応じた学習を行う等補充学習の充実を図る（現在3校において実施→今後、順次拡充）。

## 別添資料

資料1【都道府県別平均正答率一覧】

都道府県 番号	国 都道府県	小学校					中学校				
		国語A	国語B	算数A	算数B	理科	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
	全国	70.0	65.4	75.2	45.0	60.8	75.8	65.8	64.4	41.6	53.0
1	北海道	68.1	63.0	72.3	42.5	59.3	75.8	65.7	63.0	39.7	53.3
2	青森県	75.1	69.8	78.5	47.4	66.3	76.0	64.8	64.4	39.8	53.8
3	岩手県	73.1	67.9	75.6	42.8	61.6	75.5	64.8	60.1	36.7	50.7
4	宮城県	69.6	63.9	74.1	42.7	59.6	76.1	66.2	63.1	40.7	53.7
5	秋田県	76.0	76.4	81.2	51.5	66.7	80.8	70.7	68.4	46.9	59.6
6	山形県	70.6	63.6	73.4	42.1	62.0	76.8	66.3	63.4	40.3	54.9
7	福島県	71.0	65.3	74.3	42.4	60.7	75.2	64.5	61.2	38.1	52.5
8	茨城県	71.2	67.2	75.4	45.1	64.2	76.4	67.5	63.1	41.4	54.9
9	栃木県	68.9	63.1	73.9	43.0	60.0	75.7	65.2	63.5	40.4	53.1
10	群馬県	71.1	64.2	74.9	43.2	61.7	77.0	67.4	65.3	42.6	57.0
11	埼玉県	68.7	64.2	73.1	43.1	59.2	74.9	64.7	63.2	40.4	51.6
12	千葉県	71.5	64.5	74.7	45.1	61.9	76.0	65.7	63.4	41.6	52.0
13	東京都	72.3	66.5	77.4	47.8	62.4	77.2	67.0	66.3	44.0	52.5
14	神奈川県	67.9	64.3	74.0	44.8	60.4	76.0	66.5	65.0	43.3	52.8
15	新潟県	73.2	67.2	77.4	44.9	63.1	76.0	66.0	64.4	42.2	52.1
16	富山県	72.9	70.1	78.5	47.5	67.5	78.1	68.2	67.1	44.5	59.2
17	石川県	74.4	73.5	80.3	50.4	66.7	78.1	69.1	67.8	44.9	58.2
18	福井県	73.8	72.1	79.2	50.0	66.8	79.5	69.8	71.1	47.7	61.3
19	山梨県	68.5	64.8	74.1	41.9	60.4	76.1	66.2	63.6	41.2	54.1
20	長野県	70.4	66.4	75.0	45.4	61.3	76.2	65.0	63.5	40.6	52.8
21	岐阜県	67.8	65.9	73.8	43.6	60.8	76.4	68.3	65.7	44.2	56.8
22	静岡県	71.7	67.8	77.2	45.3	60.2	76.3	67.7	66.0	44.6	55.3
23	愛知県	66.6	63.0	73.4	45.7	59.3	76.4	66.3	67.2	43.8	56.1
24	三重県	68.0	65.3	74.8	44.1	59.2	75.0	64.3	64.3	40.6	51.9
25	滋賀県	68.6	63.7	72.7	43.0	58.0	74.1	63.8	63.8	39.2	50.3
26	京都府	72.1	67.5	77.6	47.5	62.2	76.7	66.5	65.3	42.5	52.6
27	大阪府	67.6	62.7	74.8	44.1	57.3	74.4	64.8	64.3	41.4	50.8
28	兵庫県	70.1	65.5	75.2	46.9	60.3	77.1	65.9	67.1	42.8	53.3
29	奈良県	70.5	64.7	75.5	44.8	60.0	76.2	65.1	65.3	41.7	51.5
30	和歌山県	69.5	64.5	75.6	44.9	59.0	73.4	62.9	64.0	39.6	50.1
31	鳥取県	71.5	66.8	74.6	45.2	60.1	76.9	66.2	64.3	41.2	53.0
32	島根県	69.3	63.8	72.4	42.2	59.8	75.7	65.6	62.7	39.6	53.1
33	岡山県	69.2	64.5	75.2	44.8	59.9	74.8	63.5	62.9	38.3	51.5
34	広島県	73.8	69.7	77.7	46.7	63.2	76.5	67.0	64.6	42.7	52.2
35	山口県	72.1	67.5	77.1	46.4	62.7	76.4	66.3	65.3	42.4	53.0
36	徳島県	68.5	66.1	74.6	45.5	59.7	75.7	64.3	65.4	39.9	52.4
37	香川県	72.3	69.5	74.3	47.0	62.3	76.0	64.9	64.4	41.3	53.2
38	愛媛県	69.9	67.7	75.1	47.9	63.9	77.0	66.5	65.4	43.2	55.2
39	高知県	73.4	67.0	77.0	44.6	60.3	73.3	62.9	59.9	36.2	47.3
40	福岡県	69.8	65.1	74.7	44.2	59.5	74.6	64.5	62.2	39.8	51.3
41	佐賀県	70.4	64.6	74.6	43.7	61.0	73.9	63.3	61.7	38.6	49.6
42	長崎県	69.0	64.1	74.0	43.5	58.8	75.5	66.0	64.1	40.3	51.6
43	熊本県	70.2	64.0	75.5	45.6	62.6	75.2	66.2	64.0	41.6	54.4
44	大分県	71.5	66.7	76.7	44.6	62.8	75.9	65.6	63.0	39.4	52.9
45	宮崎県	72.1	64.0	73.7	43.7	60.0	74.0	64.7	63.8	40.0	51.1
46	鹿児島県	68.4	65.8	75.9	42.5	63.4	73.3	64.1	61.7	39.4	51.9
47	沖縄県	69.3	67.3	77.7	44.7	59.0	70.0	61.3	55.8	34.0	45.9
	三木市	66.3	62.1	72.0	43.4	57.5	77.6	66.9	67.0	41.6	54.4

※各都道府県の平均正答率は、各都道府県にあるすべての市町村のすべての小学校・中学校の平均値であるため、三木市の平均正答率をそれと比べ、ただ単に比較することは当を得ないものである。

資料2【学校における指導の状況（抜粋）】（学校の回答状況）

	質問項目	区分	市(A)	国(B)	差 (A-B)
授業改善等	調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、コンピューター等の情報通信技術を活用して、子ども同士が教え合い学び合う学習や課題発見・解決型の学習指導を行いましたか。【肯定的回答の割合】	小学校	87.6	66.1	21.5
		中学校	75.0	53.3	21.7
	調査対象学年の児童生徒に対して、前年度に、放課後を利用した補充的な学習サポートを実施しましたか。【週1回以上の割合】	小学校	12.6	30.5	-17.9
		中学校	12.5	20.2	-7.7
研修等	研究授業を伴う校内研修会を前年度に何回実施しましたか。【5回以上の割合】	小学校	100.0	86.2	13.8
		中学校	100.0	87.5	12.5
	教科の指導内容や指導方法について近隣の中学校（小学校）と連携（教師の合同研修、教師の交流、教育課程の接続など）を行っていますか。【肯定的回答の割合】	小学校	93.8	66.7	27.1
		中学校	87.5	75.5	12.0

資料3【児童生徒の学習習慣や生活習慣等に関する意識の状況（抜粋）】（児童生徒の回答状況）

	質問項目	区分	市(A)	国(B)	差 (A-B)
学習習慣	家で学校の授業の復習をしていますか 【肯定的評価の割合】	小学校	46.2	54.3	-8.1
		中学校	43.1	52.0	-8.9
	学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間勉強しますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）【1時間以上の割合】	小学校	58.3	62.7	-4.4
		中学校	67.6	69.0	-1.4
	読書は好きですか	小学校	77.8	71.2	6.6
		中学校	75.0	67.9	7.1
規範意識等	学校のきまりを守っていますか【肯定的評価の割合】	小学校	92.5	91.1	1.4
		中学校	95.8	94.4	1.4
	人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか 【肯定的評価の割合】	小学校	94.4	93.9	0.5
		中学校	94.4	94.9	-0.5
生活習慣	今住んでいる地域の行事に参加していますか 【肯定的評価の割合】	小学校	77.4	66.9	10.5
		中学校	58.7	44.8	13.9
	普段（月～金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピューターゲーム、携帯型のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか【1時間以上の割合】	小学校	60.4	54.6	5.8
		中学校	63.7	57.8	5.9

資料4 【生活習慣と学力の相関（抜粋）】

質問項目	区分	平均正答率				
		国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B	理科
朝食を毎日食べているか している	小学校	67.6	63.7	73.1	44.6	58.5
	中学校	78.8	68.2	68.8	43.6	56.7
どちらかといえばしている	小学校	61.6	54.8	67.7	38.4	52.2
	中学校	76.7	67.7	63.5	35.5	48.8
あまりしていない	小学校	53.7	49.7	61.6	34.1	49.6
	中学校	69.8	54.8	55.7	32.6	40.7
全くしていない	小学校	48.2	30.6	57.8	19.2	45.8
	中学校	61.4	54.8	51.3	24.0	38.0

質問項目	区分	平均正答率				
		国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B	理科
平日、一日当たりテレビゲーム等をする時間						
全くしない	小学校	69.4	66.8	76.5	48.1	64.2
	中学校	80.8	69.6	70.8	47.7	58.4
1時間より少ない	小学校	67.4	63.8	73.1	44.5	58.1
	中学校	81.8	71.2	70.8	45.5	59.6
1時間以上、2時間より少ない	小学校	67.2	64.7	72.7	44.0	58.0
	中学校	79.2	69.6	67.4	42.4	55.0
2時間以上、3時間より少ない	小学校	67.7	62.1	71.3	44.7	59.2
	中学校	76.2	63.7	68.3	43.5	53.5
3時間以上4時間より少ない	小学校	62.1	55.4	70.3	39.3	53.4
	中学校	75.3	65.2	65.8	36.8	51.3
4時間以上	小学校	61.2	52.9	65.9	36.7	49.7
	中学校	68.7	58.2	56.1	29.6	45.0

資料5 【学習習慣と学力の相関（抜粋）】

質問項目	区分	平均正答率				
		国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B	理科
家で授業の復習をしているか						
している	小学校	71.4	63.8	73.9	46.9	59.5
	中学校	80.2	68.3	72.4	45.8	60.0
どちらかといえばしている	小学校	69.2	67.1	75.6	45.6	58.7
	中学校	79.9	68.8	70.1	44.3	58.1
あまりしていない	小学校	63.9	61.2	71.1	42.2	57.4
	中学校	76.9	67.9	65.8	39.8	51.8
全くしていない	小学校	62.1	54.1	66.3	39.0	53.7
	中学校	73.7	61.5	61.2	38.1	50.1

質問項目	区分	平均正答率				
		国語A	国語B	算数・数学A	算数・数学B	理科
平日、学校の授業以外に一日当たり勉強する時間						
3時間以上	小学校	71.4	67.0	77.1	49.8	60.8
	中学校	77.9	66.5	70.9	43.5	54.4
2時間以上3時間より少ない	小学校	72.3	71.6	77.8	48.0	63.3
	中学校	79.1	68.7	69.4	41.5	53.9
1時間以上、2時間より少ない	小学校	67.0	60.7	71.2	43.5	56.8
	中学校	76.8	65.2	65.6	41.2	54.3
30分以上、1時間より少ない	小学校	63.6	61.4	72.4	42.2	56.8
	中学校	78.2	69.0	67.8	43.5	56.8
30分より少ない	小学校	61.3	51.3	64.7	37.8	50.8
	中学校	78.1	68.1	68.0	44.9	57.9
全くしない	小学校	57.8	56.0	58.7	30.8	53.8
	中学校	71.7	61.0	52.1	28.2	43.1

## 資料6 【生活習慣及び学習習慣と学力の相関係数】

項 目		相 関 係 数	
		小学校	中学校
学習習慣	① 平日に学校外で、1時間以上学習する児童生徒の割合と学力	0.24	0.04
	② 学校が休みの日に学校外で、1時間以上学習する児童生徒の割合と学力	0.57	0.04
生活習慣	③ 1時間以上ゲーム等をする児童生徒の割合と学力	-0.66	-0.48
	④ 1時間以上メールやインターネットをする児童生徒の割合と学力	-0.73	-0.37

### ※1 相関係数

2つのデータ群に関連性がある時（例えば、片方が大きいと、もう片方も大きくなるなど）、その2つのデータ群には相関があると言う。

相関係数は、-1 から 1 の間の数値で、1に近いときは正の相関があり、-1に近いときは負の相関があると言い、1または-1に近づくほど相関関係が高いことを表す。

### ※2 資料6の解釈

学習習慣①②・・・ 小学校は、中学校に比べ比較的に正の相関関係が高いため、学校外で1日1時間以上学習する児童の割合が高い小学校は、学力が高い傾向があると言える。

生活習慣③④・・・ 小学校は、中学校に比べ比較的に負の相関関係が高いため、ゲームやインターネットを1日1時間以上する児童の割合が高い小学校は、学力が低い傾向があると言える。

## (3) グローバル人材を育成する教育

### ① 三木市における英語教育の現状

#### 話せる英語教育の実施状況及び今後の計画

##### ①ねらい

次世代で活躍する、豊かな国際感覚・コミュニケーション能力の基礎を身につけた子どもの育成

##### ②実施時間数

	三 木 市		(参考) 国
	平成27年度	平成28年度以降	
1・2年	10時間/年 (生活科等で実施)	20時間/年 (外国語活動 6時間 生活科等で実施 14時間)	—
3・4年	10時間/年 (総合的な学習等で実施)	35時間/年 (外国語活動 12時間 総合的な学習等で実施 23時間)	—
5・6年	35時間/年 (外国語活動)	70時間/年 (外国語活動 47時間 総合的な学習等で実施 23時間)	35時間/年

##### ③上記以外の活動

###### ア 日常生活時間での活動

・小学校低学年から、ALTやボランティアの来校時には、授業の時間だけでなく給食、掃除、休み時間など日常的に英語を使ったコミュニケーションに慣れ親しむ。

###### イ 夏休みのイングリッシュキャンプ（日帰り）5日間実施。80名が参加。（平成27年度～）

出典：第4回三木市総合教育会議資料

## ② 英語検定の現状

平成26年度、三木市の中学生の英語検定（4級以上）の受験者は全生徒数の11%であり、合格者は約7%である。

### 三木市における英語検定の受験状況

#### 平成26年度の英語検定受験状況

	4級		3級		準2級		計	
	受験	合格	受験	合格	受験	合格	受験	合格
中1	12	6	2	1	2	0	16	7
中2	59	52	19	13	1	0	79	65
中3	14	10	100	71	24	8	138	89
計	85	68	121	85	27	8	233	161

## ③ 国際理解教育の現状

三木市の児童生徒が異なる文化や価値観を理解できる環境を創るために、ALTの増員や講師（青年海外協力隊等）の招聘などを行っている。また、三木市内の外国籍児童生徒は増えてきている現状がある。

### 現在の状況

#### ① ALTの配置状況（1クラス当たりの回数）

		平成27年7月まで（注1）	平成27年9月から（注2）
小学校	5名	5・6年生で月に1～2回程度	4名 1・2年生で月に1～2回、 3年生以上で月に2～3回程度
中学校 特別支援学校		全学年、月に5～6回程度	4名 全学年、月に5～6回程度

※注1：中学校を拠点として、計5名を派遣

※注2：中・特別援学校に計4名、小学校に計4名を派遣（合計8名）

#### ② 各小学校における国際理解の取組事例

- ・青年海外協力隊に参加された看護師から、派遣国の文化や生活などを学習する。
- ・地域の方などから、世界の国々の楽器を紹介してもらい、演奏を体験する。
- ・姉妹都市との交流（模造紙や手紙などで、お互いの学校を紹介し合う。）
- ・色々な国の言葉で、あいさつ（朝礼や朝の会、外国語活動などで、色々な国の言葉であいさつをする。）
- ・地震で被害にあった国への募金活動をきっかけに、手紙などで交流を深める。

#### ③ 三木市内の外国籍児童生徒の在籍数

	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月	平成27年11月現在
三木市内在籍児童生徒数	29人	29人	35人	41人

※平成25年度と比較して1.5倍に増加

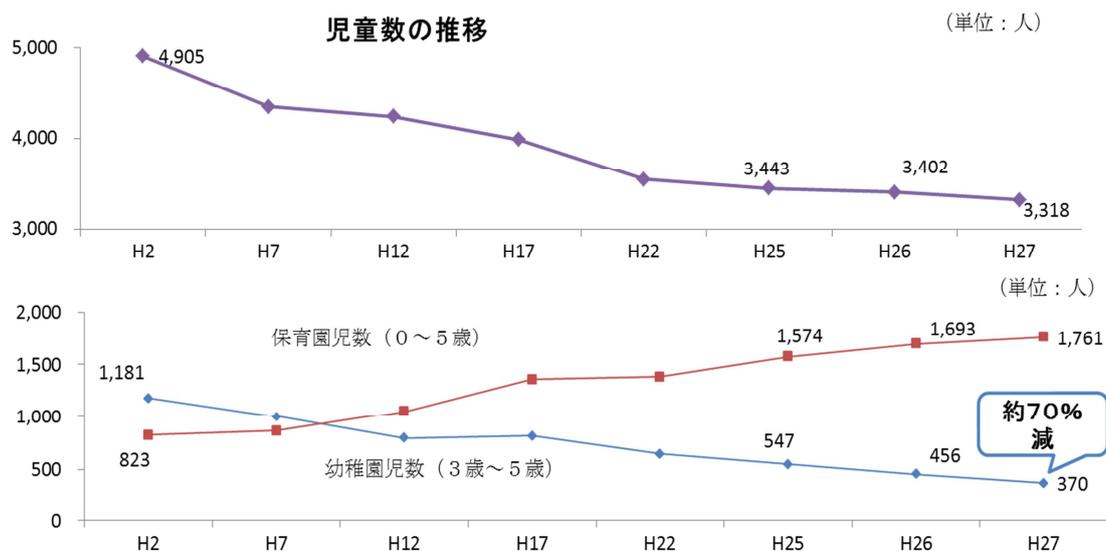
○国籍別人数  
ペルー 11人  
ブラジル 9人  
フィリピン 6人  
アフガニスタン 3人  
その他 12人

出典：第4回三木市総合教育会議資料

## 5 就学前教育・保育

### (1) 児童数と就学前教育・保育状況の推移

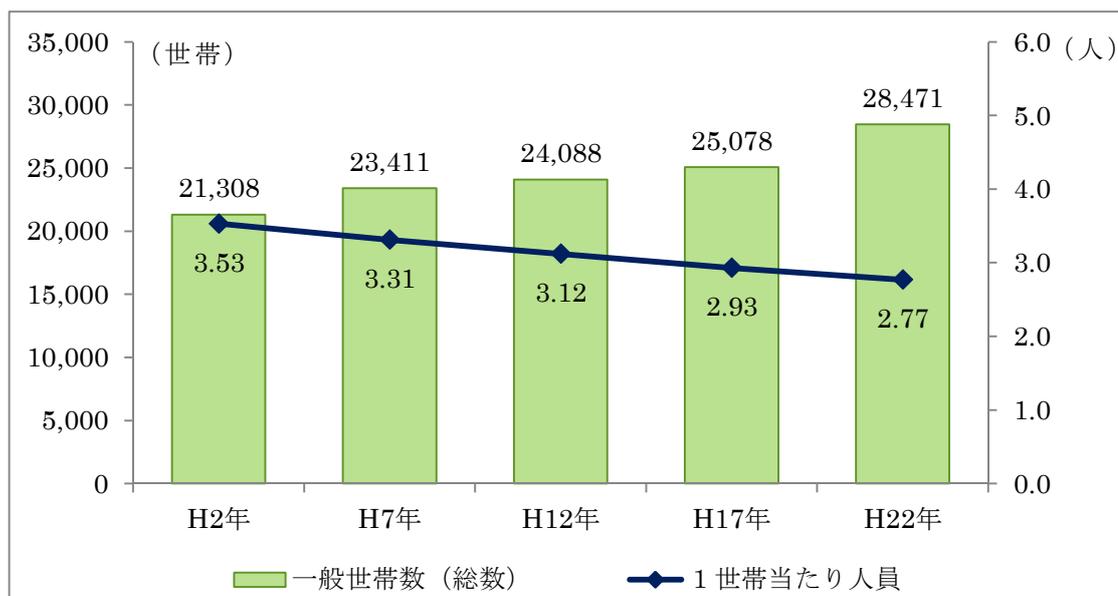
児童数が年々減少しているに反し、就学前教育・保育を受ける児童の数はほぼ変わらず、保育園児の数が年々増加している。  
このことから、保護者が仕事をしている家庭や核家族化により保護者に代わって児童を養育する祖父母がいない家庭の割合が年々増加していると考えられる。



出典：第3回三木市総合教育会議資料

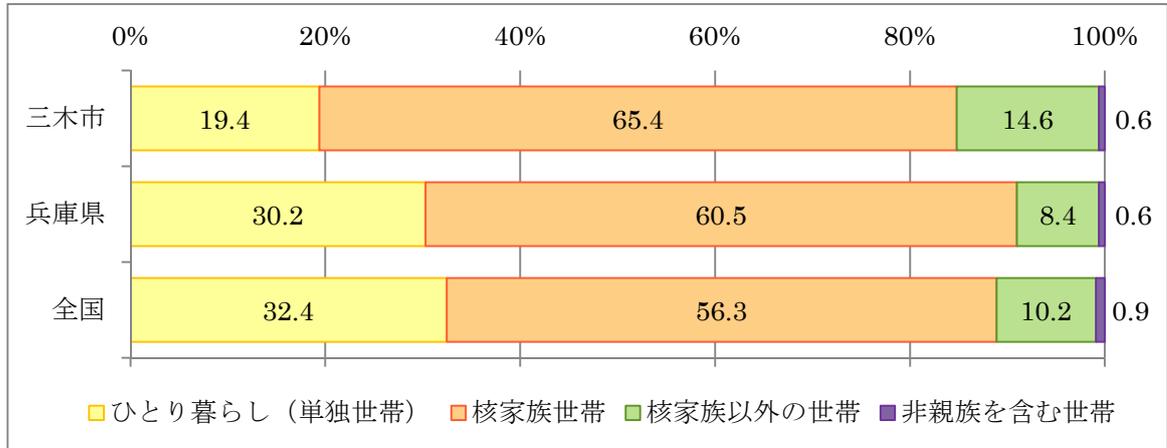
## 6 家庭と地域

### (1) 世帯数と1世帯当たり人員の推移



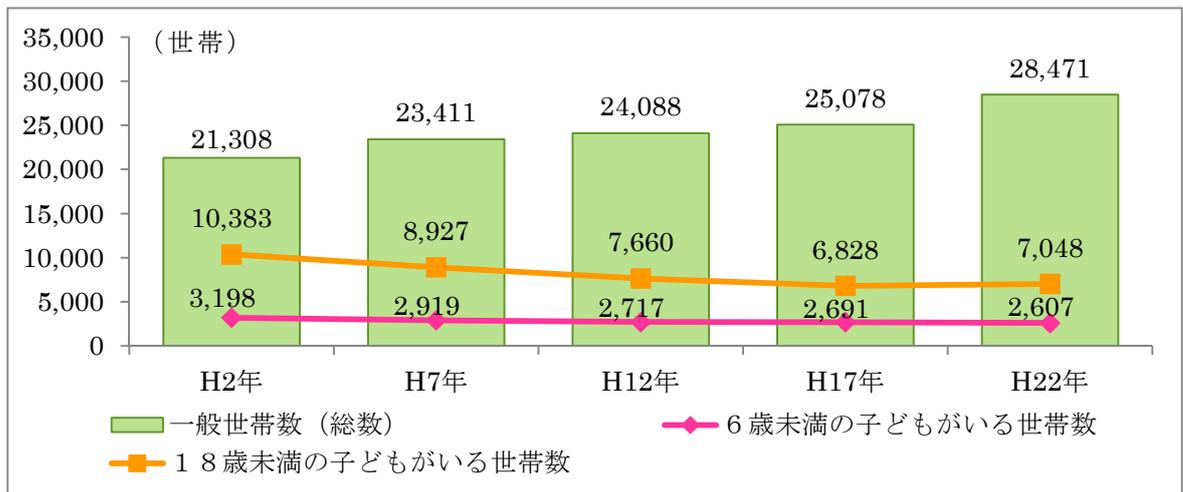
資料：国勢調査

(2) 世帯類型別構成比の比較（全国・県）



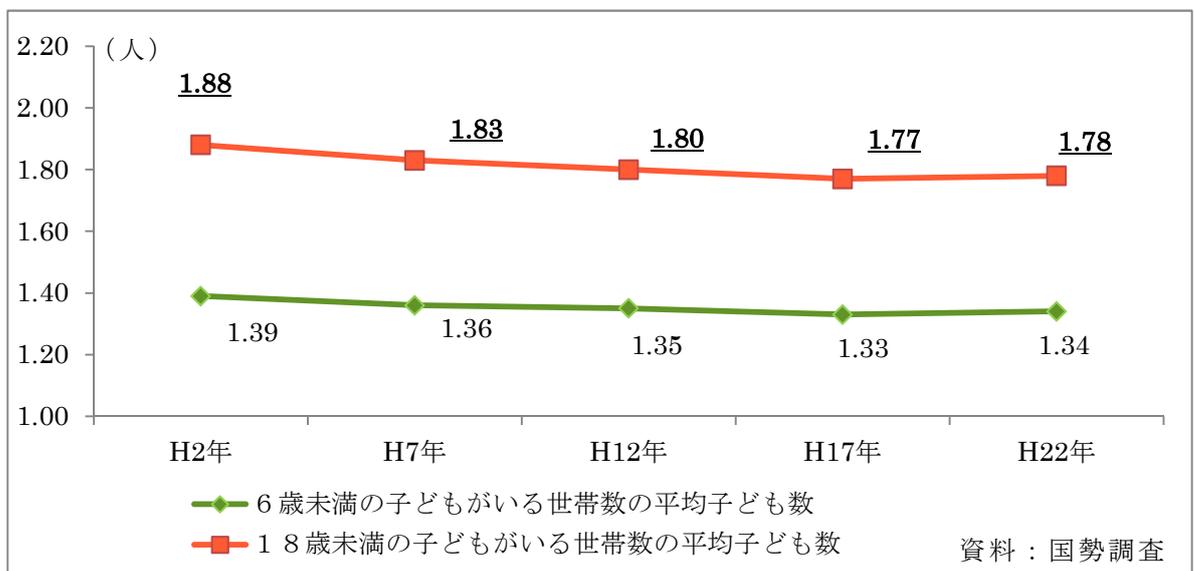
資料：平成22年度国勢調査

(3) 子どものいる世帯数の推移



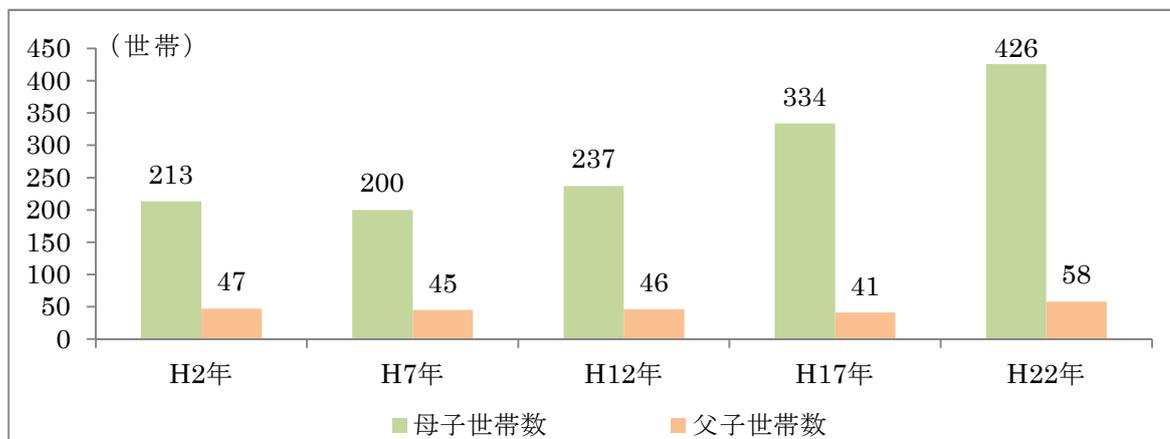
資料：国勢調査

(4) 子どものいる世帯数の平均子ども数の推移



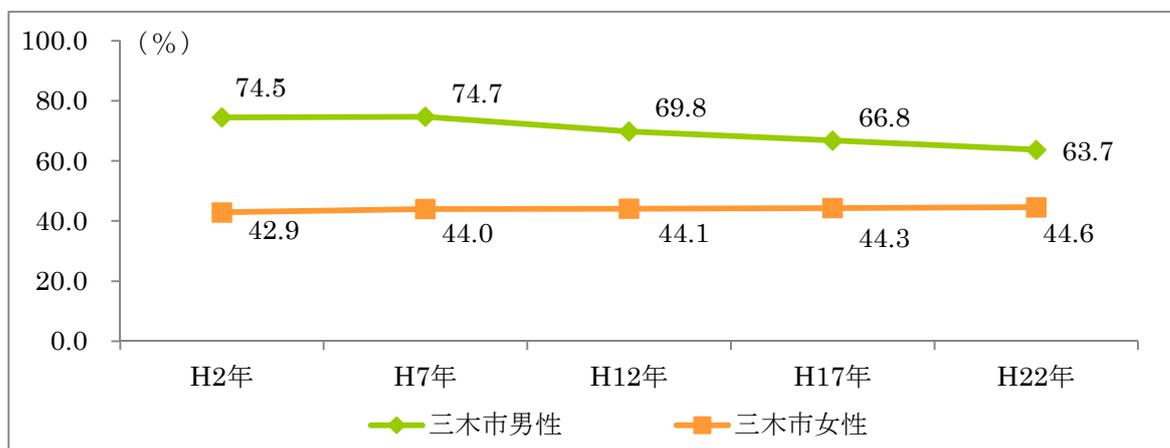
資料：国勢調査

### (5) ひとり親世帯数の推移



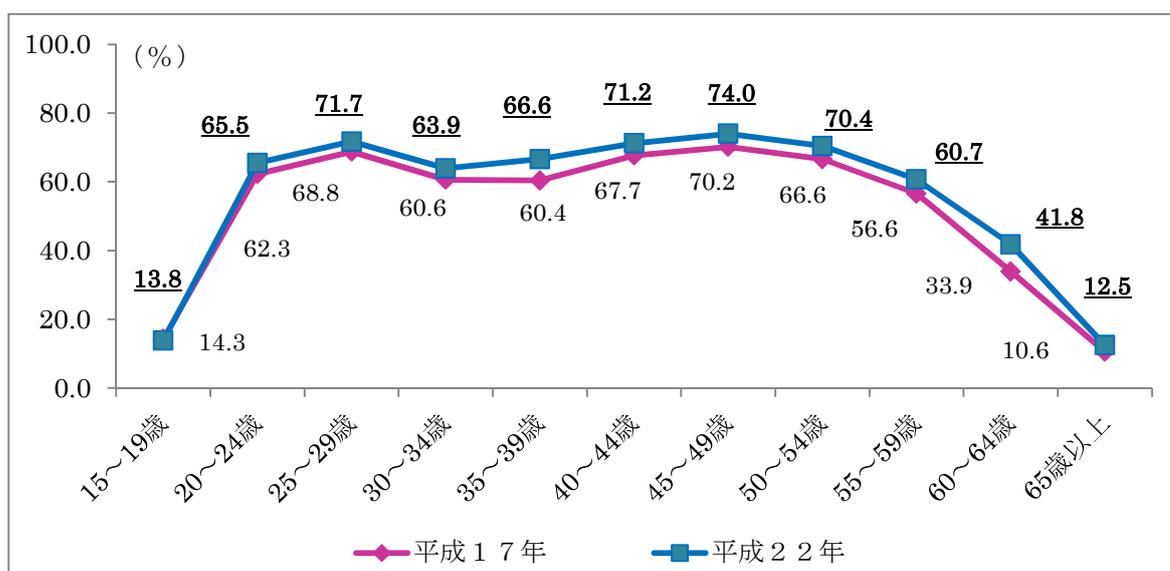
資料：国勢調査

### (6) 男女別の就業率



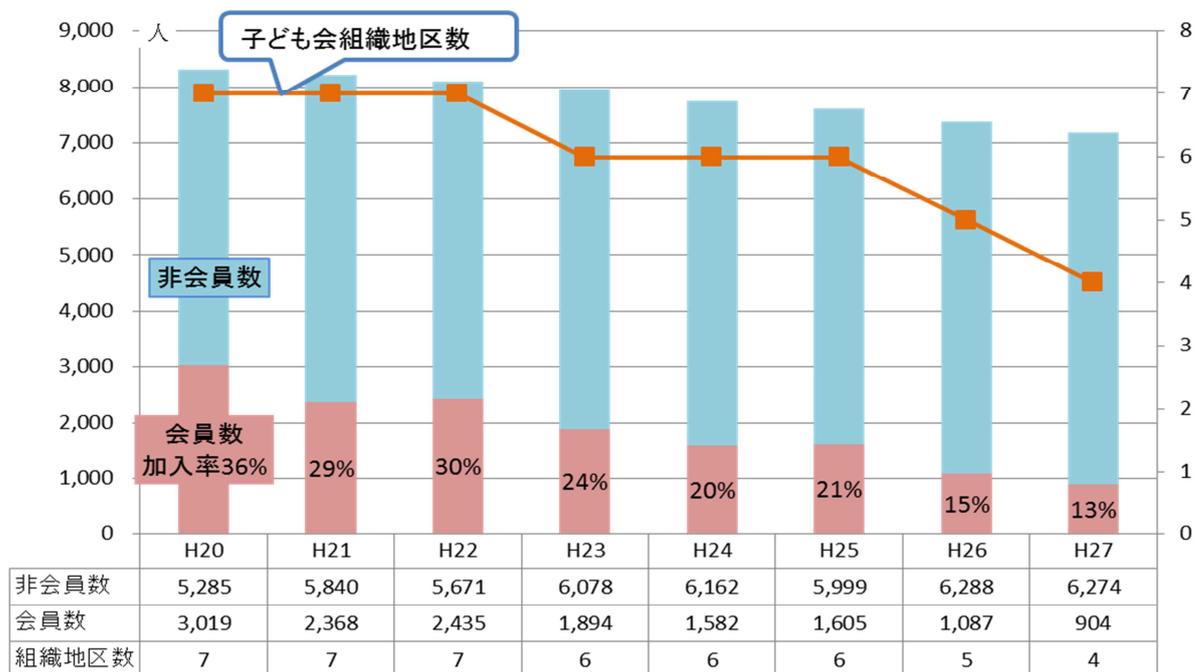
資料：国勢調査

### (7) 女性の年齢5歳階級別就業率



資料：国勢調査

## (8) 子ども会の組織地区数と子ども数の推移

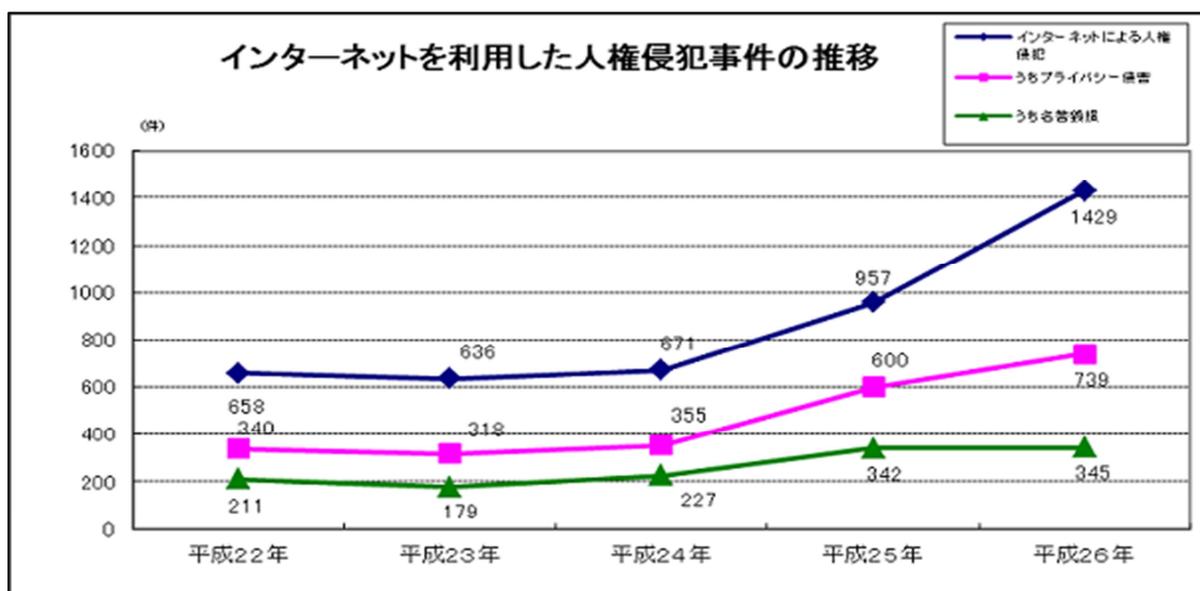


※H20～H27の間で、子どもの数は13.6%と大きく減少しているが、更に子ども会加入率は、子どもの減少率を上回る23%減少している。

出典：第3回三木市総合教育会議資料

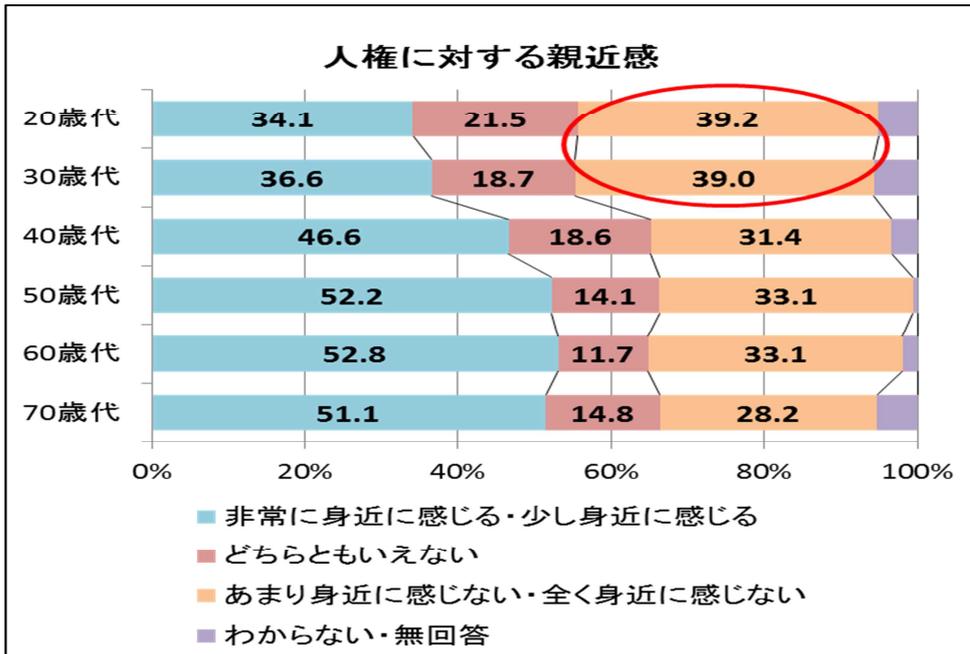
## 7 人権学習

### (1) インターネットを利用した人権侵犯事件の推移



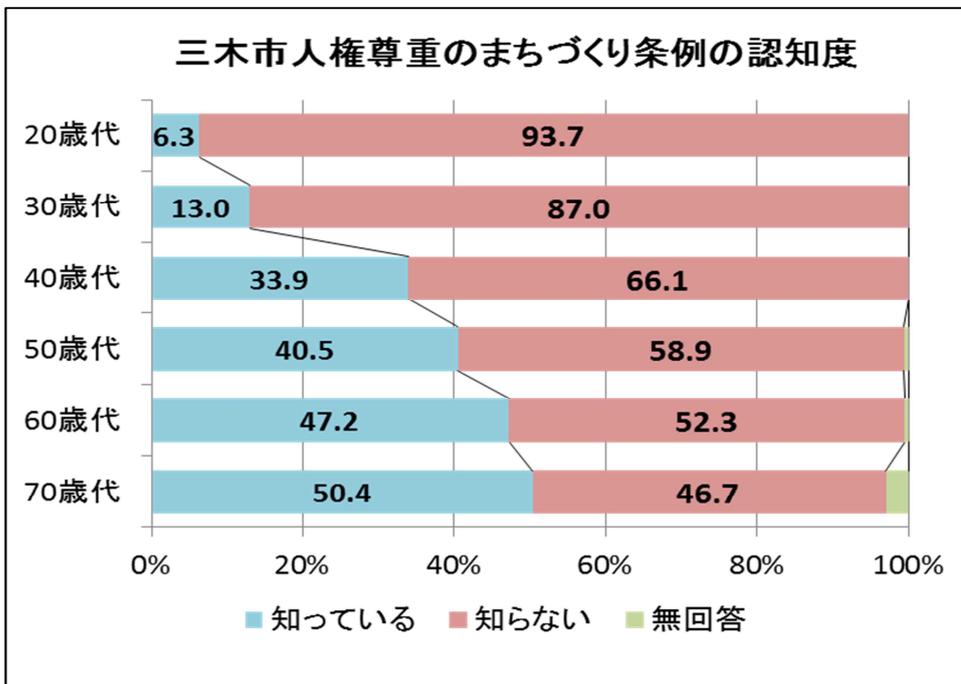
※法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数の推移 (出典：法務省)

(2) 人権に対する親近感



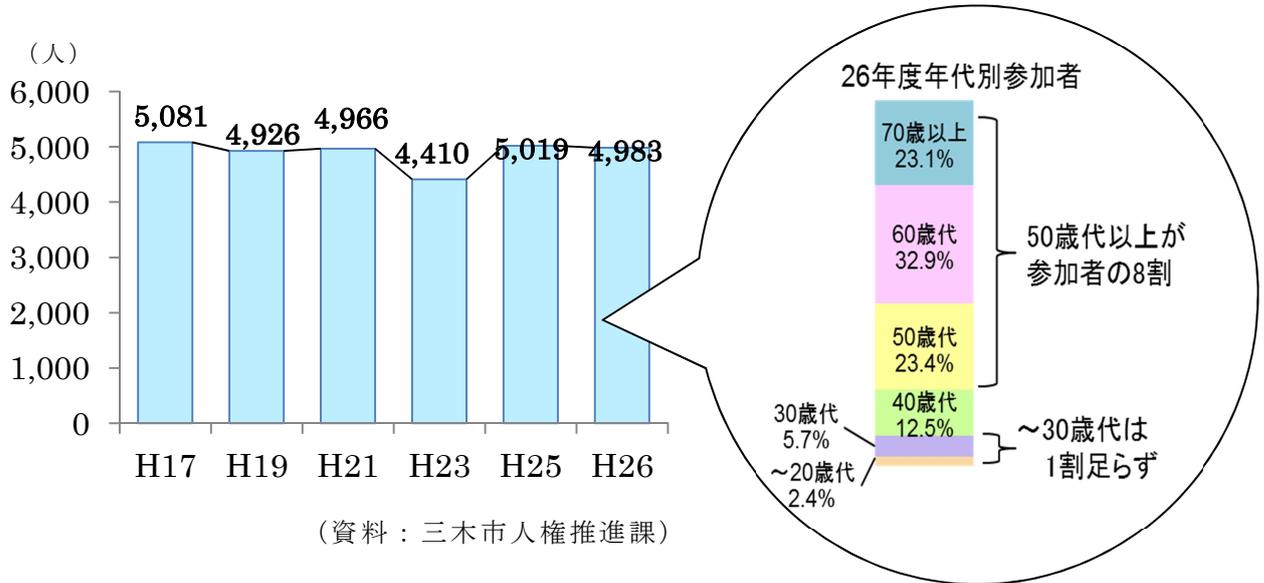
(出典：平成 22 年度実施 人権に関する三木市民意識調査の結果)

(3) 三木市人権尊重のまちづくり条例の認知度



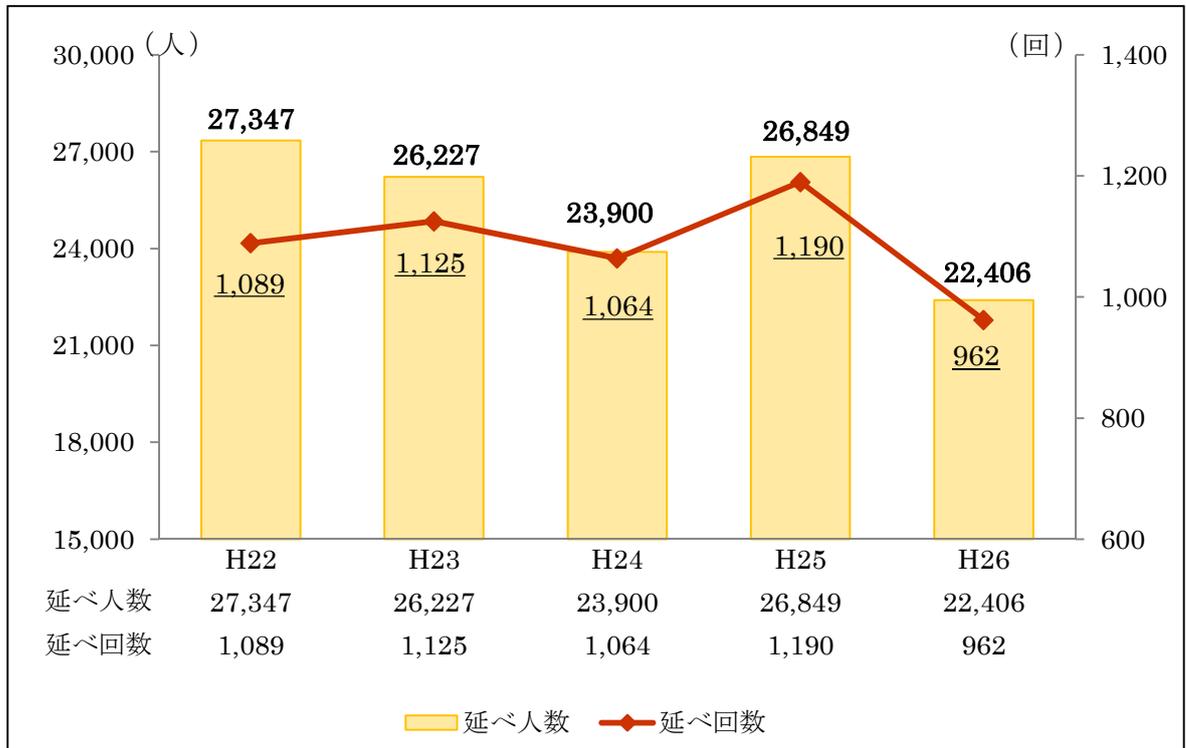
(出典：平成 22 年度実施 人権に関する三木市民意識調査の結果)

#### (4) 住民学習参加者数



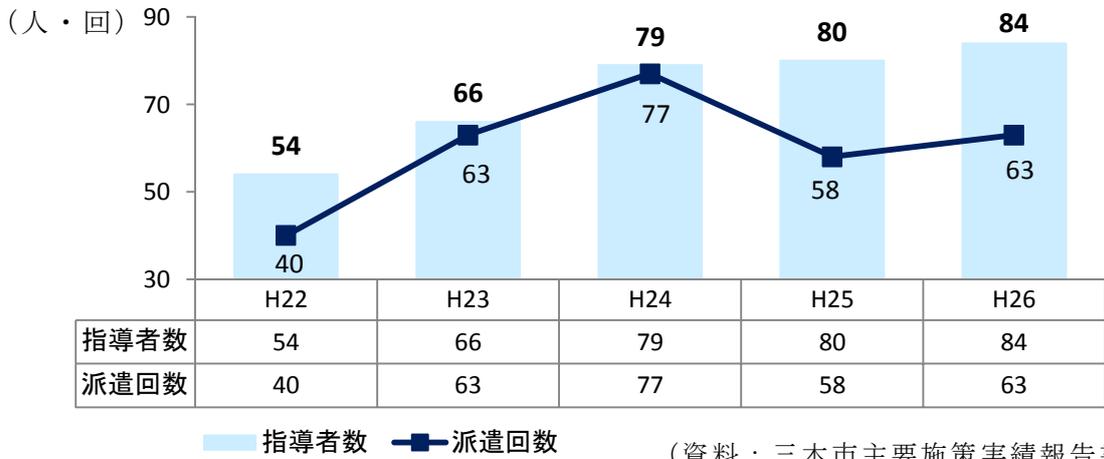
## 8 生涯学習

### (1) 生涯学習講座参加者数の推移



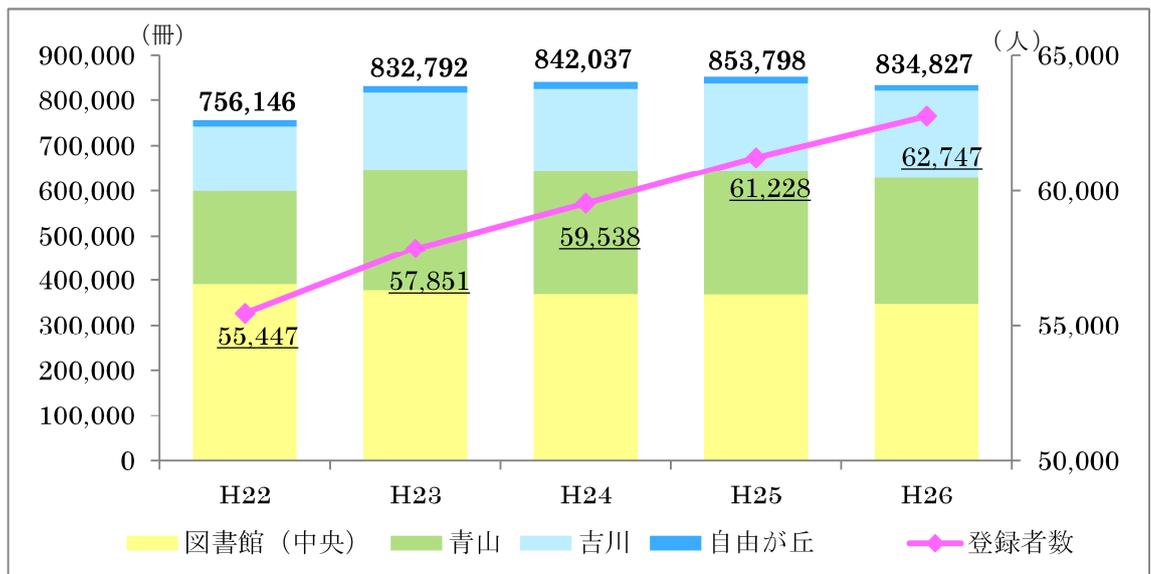
(資料：三木市主要施策実績報告書)

(2) みっきい生涯学習講師団の登録者数と派遣回数推移



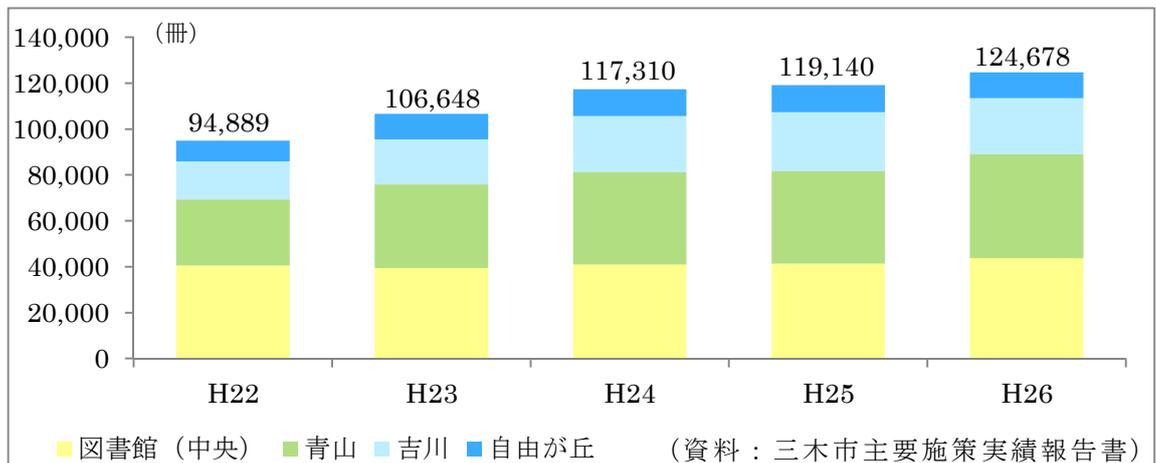
(資料：三木市主要施策実績報告書)

(3) 図書館の登録者数と図書貸出冊数（個人）の推移



(資料：三木市主要施策実績報告書)

(4) 図書の予約・リクエスト状況の推移



(資料：三木市主要施策実績報告書)

## 9 文化の振興

### (1) 文化会館利用状況

#### ① 会場別利用者の状況

年度 会場区分	H24 利用者数(人)	H25 利用者数(人)	H26 利用者数(人)
大ホール	40,368	48,200	48,557
小ホール	34,055	33,857	29,447
諸室	34,085	37,429	35,140
合計	108,508	119,486	113,144

#### ② 目的別利用者の状況

年度 利用目的	H24 利用者数(人)	H25 利用者数(人)	H26 利用者数(人)
音楽・オペラ	43,750	49,904	40,030
演芸・芸能・講演	10,400	11,319	12,231
展示	10,830	10,130	10,400
研修・発表	7,145	9,204	11,347
大会・式典	7,830	7,640	10,150
演劇・ミュージカル	9,219	8,405	7,734
総会・集会	4,605	8,723	5,223
舞踊・バレエ	5,131	4,761	7,221
講習	3,747	3,867	2,820
文化教室	2,712	2,315	2,389
物品販売	2,889	2,918	1,415
映画	250	300	2,184
合計	108,508	119,486	113,144

(資料：三木市主要施策実績報告書)

(2) 堀光美術館利用状況

① 利用者の状況

年度	H24	H25	H26
利用者数(人)	13,003	13,185	16,008

② 事業別上位利用者数

年度	事業名		入館者数(人)
24	特別企画展	横井日出昭 創作・万華鏡展	2,063
		モノクロームの眺め 西田真人 日本画下絵と人物画	1,136
	企画展	春を告げるお雛さま	1,723
25	特別展	來住しげ樹—語り継ぐべきもの	1,081
	特別企画展	水上みさき写真展	1,323
		井上よう子～切なく温かい青の情景	1,153
		中川学illustration展「WA-POP？」	1,062
26	特別展	市制施行60周年記念事業 みなぎの書道展30周年記念 上田桑鳩展	1,791
	特別企画展	市制施行60周年記念事業 創作万華鏡フェスティバル IN MIKI 関西発	2,890
	企画展	春を告げるお雛さま	1,632
		鉛筆画—その魅惑	1,406
		石田安夫回顧展	1,253

(資料：三木市主要施策実績報告書)

(3) 文化財の状況

種別	件数	名称	種別	指定年月日	
重 要 文 化 財	国指定	木造毘沙門天立像 (伽耶院)	彫刻	大正 3年8月25日	
		伽耶院 3棟 (伽耶院)			
		本堂	建造物	昭和50年6月23日	
		多宝塔	建造物	昭和50年6月23日	
		三坂明神社本殿	建造物	昭和50年6月23日	
		東光寺本堂 (東光寺)	建造物	昭和27年7月19日	
		天津神社本殿 (天津神社)	建造物	昭和36年12月27日追	
	歛喜院聖天堂 (歛喜院)	建造物	昭和42年6月15日		
	稲荷神社本殿 (稲荷神社)	建造物	昭和54年5月21日		
	三木城跡及び付城跡・土塁 (三木市等)	史跡	平成25年3月27日		
	県指定	11	銅鐘 (慈眼寺)	工芸品	昭和36年5月12日
			銅鐘 (蓮花寺)	工芸品	昭和37年6月15日
			銅製経筒 (高男寺集落)	考古資料	昭和37年6月15日
			密教院鎮守社 (善祥寺)	建造物	昭和42年3月31日
			東光寺多宝塔 (東光寺)	建造物	昭和41年3月22日
法光寺五輪塔 (法光寺)			建造物	昭和47年3月24日	
鬼面 (法光寺)			彫刻	昭和48年3月9日	
法光寺文書3巻37通 (法光寺)			書跡	昭和51年3月23日	
法光寺境内出土五輪泥塔 (法光寺)			考古資料	昭和47年3月24日	
若宮神社のヤホー神事 (若宮神社宮座中)			無形民俗	昭和52年3月29日	
伽耶院開山堂 (伽耶院)			建造物	平成22年3月19日	
市指定	15	高篠出土小銅鐸 (市教育委員会)	考古資料	平成 3年8月21日	
		伽耶院行者堂 (伽耶院)	建造物	平成 4年7月15日	
		正法寺山出土瓦塔片一括資料 (市教育委員会)	考古資料	平成 8年2月21日	
		競馬・遊楽図屏風 (金剛寺)	絵画	平成11年3月17日	
		蓮花寺鬼踊り (蓮花寺鬼踊り保存会)	無形民俗	平成14年4月19日	
		愛宕山古墳 (三木市)	史跡	平成16年4月19日	
		新宮神社石槌 (新宮神社)	歴史資料	平成18年2月23日	
		法光寺銅鐘 (法光寺)	工芸品	平成18年2月23日	
		東光寺銅鐘 (東光寺)	工芸品	平成18年2月23日	
		三木合戦軍図絵解き (法界寺)	無形民俗	平成17年8月26日	
		紅地格子・萌黄白段桐唐草文様			
		片身替綾小袖 (本長寺)	工芸品	平成17年8月26日	
		羽柴秀吉制札2通 (三木市)	歴史資料	平成20年7月23日	
		大宮八幡宮例大祭宮入宮出の屋台練り (大宮八幡宮秋祭り大当番)	無形民俗	平成21年9月16日	
		伽耶院二天門(中門) (伽耶院)	建造物	平成22年11月17日	
雲龍寺鉄鑑 (雲龍寺)	工芸品	平成22年11月17日			
国登録	5	旧玉置家住宅 (三木市)	建造物	平成14年2月14日	
		小河家住宅 (三木市)	建造物	平成18年11月29日	
		小河氏庭園 (三木市)	庭園	平成19年2月 6日	
		播州三木の鍛冶用具と製品 (三木市)	有形民俗	平成25年3月12日	
		三寿ノ刃物製作所 (鈴木稔子)	建造物	平成26年4月25日	

資料：三木市教育委員会

## 10 スポーツの振興

### (1) 体育施設の利用状況

#### ① 体育館

(単位：人)

	市民体育館	勤労者体育センター	吉川総合公園体育館
平成22年度	15,752	18,223	19,614
23	16,648	19,737	20,060
24	15,699	19,384	17,305
25	12,787	20,216	17,164
26	11,167	19,610	22,461

(資料：三木市教育委員会)

#### ② 三木山総合公園

(単位：人)

	野球場	陸上競技場	屋内プール	テニスコート
平成21年度	19,790	21,176	73,369	23,765
22	20,284	21,254	72,338	22,259
23	18,087	18,406	64,432	21,728
24	17,982	19,630	69,714	24,173
25	16,135	18,113	58,658	18,957

#### ③ 吉川総合公園

(単位：人)

	多目的グラウンド	ゲートボール場	テニスコート
平成21年度	16,303	523	37,489
22	20,467	1,164	34,150
23	16,682	2,111	41,947
24	24,362	3,154	38,740
25	26,871	6,297	35,896

#### ④ ともえ運動公園

(単位：人)

	野球場
平成21年度	8,706
22	8,747
23	7,514
24	7,690
25	7,051

#### ⑤ 緑が丘スポーツ公園

(単位：人)

	グラウンド	テニスコート
平成21年度	8,358	20,179
22	8,215	20,508
23	8,244	20,937
24	9,962	21,360
25	5,370	18,800

(資料：三木市主要施策実績報告書)



〒673-0492  
三木市上の丸町 10 番 30 号  
三木市企画管理部調整課